

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ

(1) ごみ処理の概要

本市では、市が委託または許可した一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物（以下「ごみ」という。）を収集運搬しています。

収集されたごみは、那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原（中間処理施設）で処理し、那須グリーンネクサス（最終処分場）で処分を行っています。また、紙類、ビン類等の資源ごみや中間処理施設で資源として選別されたものは、民間の処理業者により再生されています。



広域クリーンセンター大田原



那須グリーンネクサス

(2) ごみ処理のフロー

本市のごみ処理のフローを図 2-1-1 に示します。

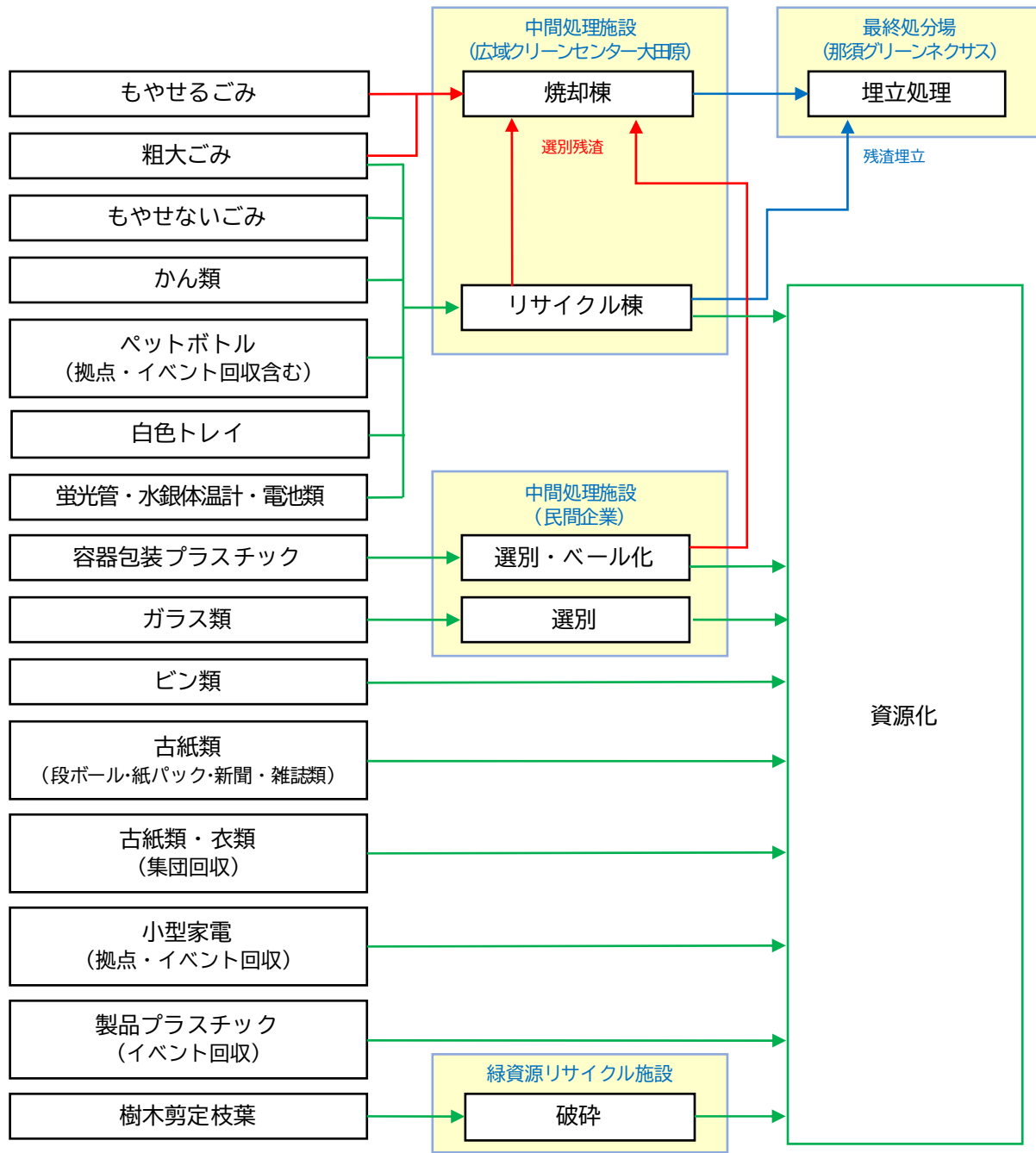


図 2-1-1 ごみ処理のフロー

2 ごみの排出状況

(1) ごみの排出量

① ごみの総排出量

過去 10 年間のごみの総排出量は、平成 30(2018)年度に僅かに増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。人口は、平成 29(2017)年度に僅かに増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。

表 2-1-1 ごみ総排出量と人口の推移

年 度	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
H27 2015	24,388	72,929
H28 2016	24,083	72,581
H29 2017	23,624	74,593
H30 2018	23,775	74,019
R1 2019	23,454	73,508
R2 2020	23,051	72,123
R3 2021	22,761	70,351
R4 2022	22,672	69,659
R5 2023	21,892	68,958
R6 2024	20,969	68,203

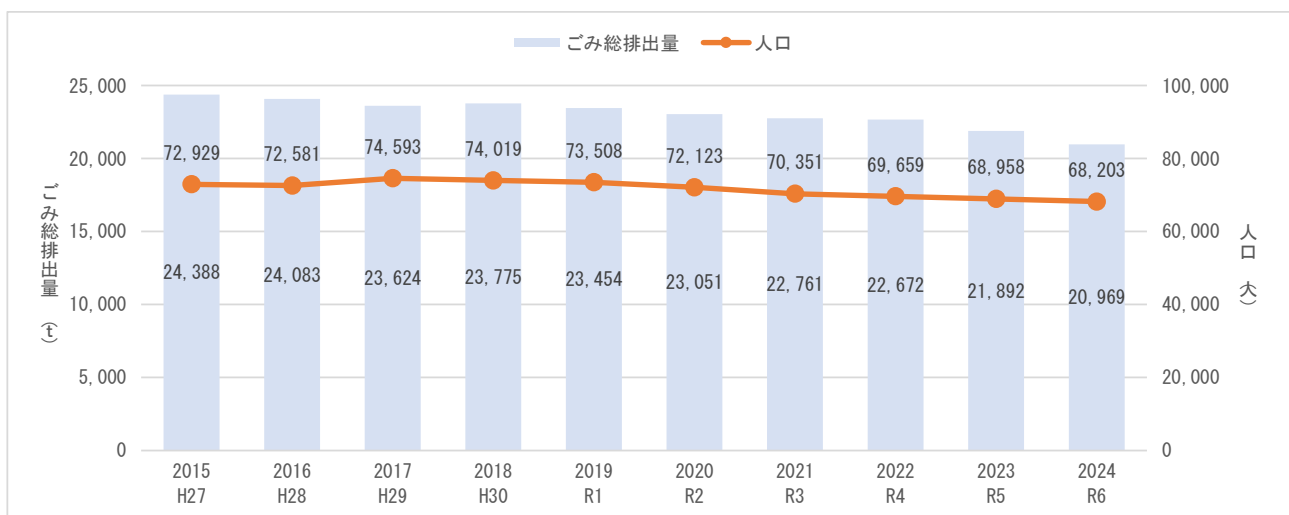


図 2-1-2 ごみ総排出量と人口の推移

② 搬入方法別の排出量

収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量のすべてが減少傾向で推移しています。特に、集団回収量は平成 27(2015)年度と比べると 50%以下になっています。

表 2-1-2 搬入方法別の排出量の推移

単位：t

年 度	収集ごみ量	直接搬入ごみ量	集団回収量	ごみ総排出量
H27 2015	21,220	2,650	518	24,388
H28 2016	20,871	2,733	479	24,083
H29 2017	20,713	2,472	439	23,624
H30 2018	20,730	2,585	460	23,775
R1 2019	20,736	2,319	399	23,454
R2 2020	20,594	2,241	216	23,051
R3 2021	20,257	2,239	265	22,761
R4 2022	20,230	2,175	267	22,672
R5 2023	19,518	2,132	242	21,892
R6 2024	18,567	2,160	242	20,969

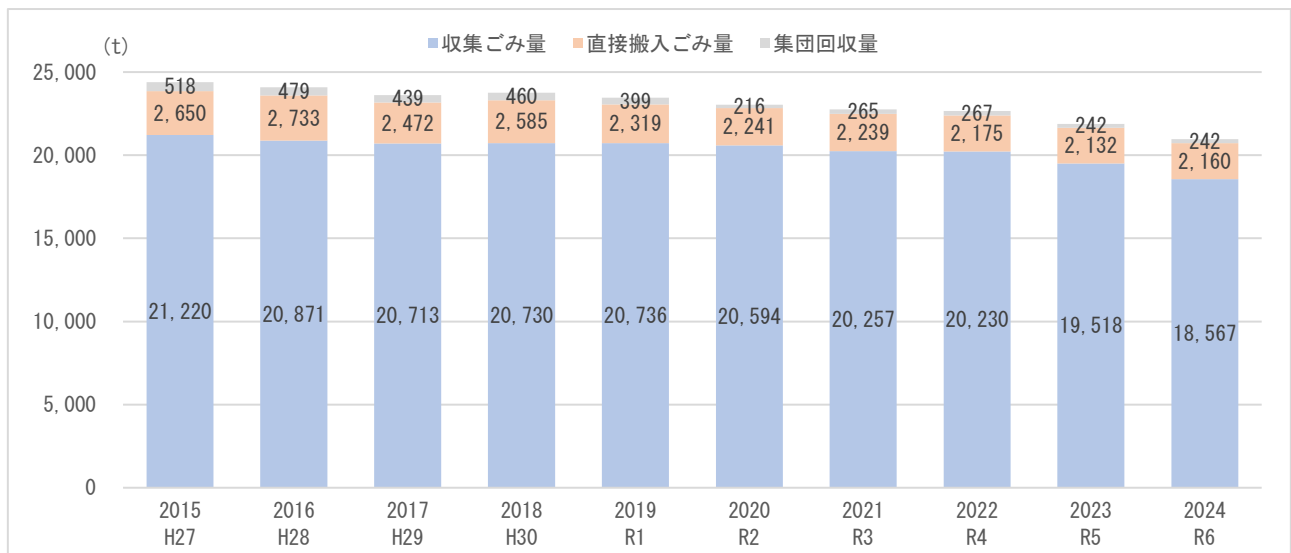


図 2-1-3 搬入方法別の排出量の推移

③ ごみの区分別の排出量

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは減少傾向、粗大ごみは増加傾向で推移しています。

表 2-1-3 ごみの区分別排出量の推移

単位：t

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他
H27 2015	19,690	791	2,793	565	31
H28 2016	19,787	700	2,502	579	36
H29 2017	19,787	655	2,142	569	32
H30 2018	19,883	621	2,104	670	37
R1 2019	19,776	593	1,984	663	39
R2 2020	19,386	629	2,085	696	39
R3 2021	19,226	581	1,943	711	35
R4 2022	19,118	505	2,011	740	31
R5 2023	18,541	480	1,872	725	32
R6 2024	17,543	442	2,012	700	30

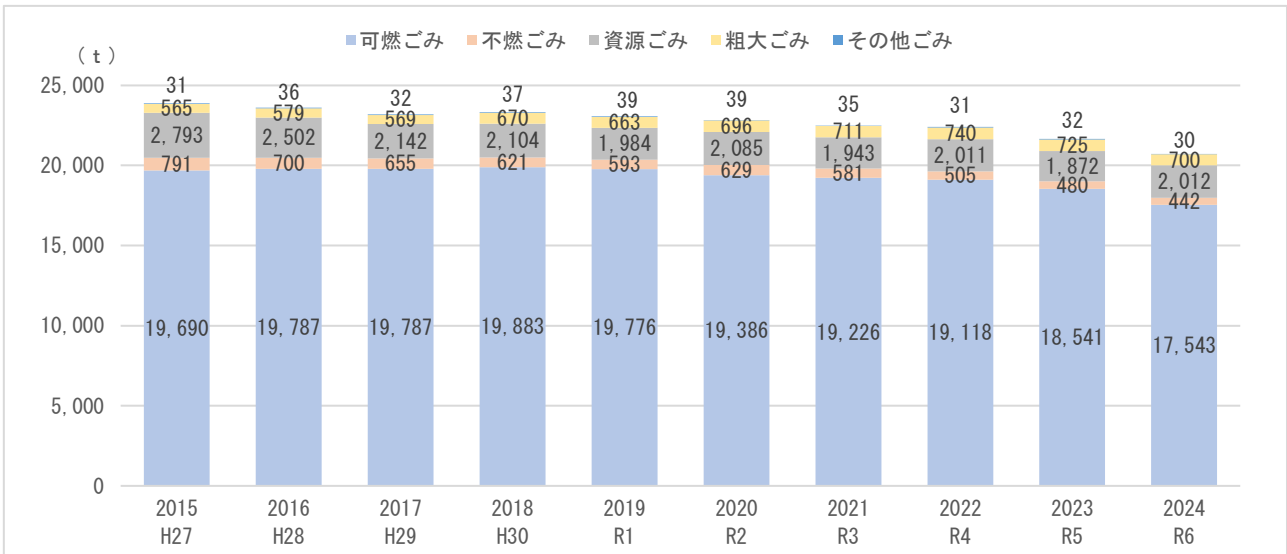


図 2-1-4 ごみの区分別排出量の推移

④ 生活系（家庭系）ごみと事業系ごみ

生活系（家庭系）ごみ、事業系ごみとも減少傾向で推移し、その割合は、生活系（家庭系）ごみが約 77%、事業系ごみが約 23%と大きな変動はありません。

表 2-1-4 生活系（家庭系）ごみと事業系ごみの推移

年 度	生活系（家庭系）ごみ		事業系ごみ	
	ごみ量 (t)	割合 (%)	ごみ量 (t)	割合 (%)
H27 2015	18,829	77.2	5,559	22.8
H28 2016	18,386	76.3	5,697	23.7
H29 2017	18,146	76.8	5,478	23.2
H30 2018	18,242	76.7	5,533	23.3
R1 2019	18,032	76.9	5,422	23.1
R2 2020	18,231	79.1	4,820	20.9
R3 2021	17,702	77.8	5,059	22.2
R4 2022	17,482	77.1	5,190	22.9
R5 2023	16,865	77.0	5,027	23.0
R6 2024	16,087	76.7	4,882	23.3

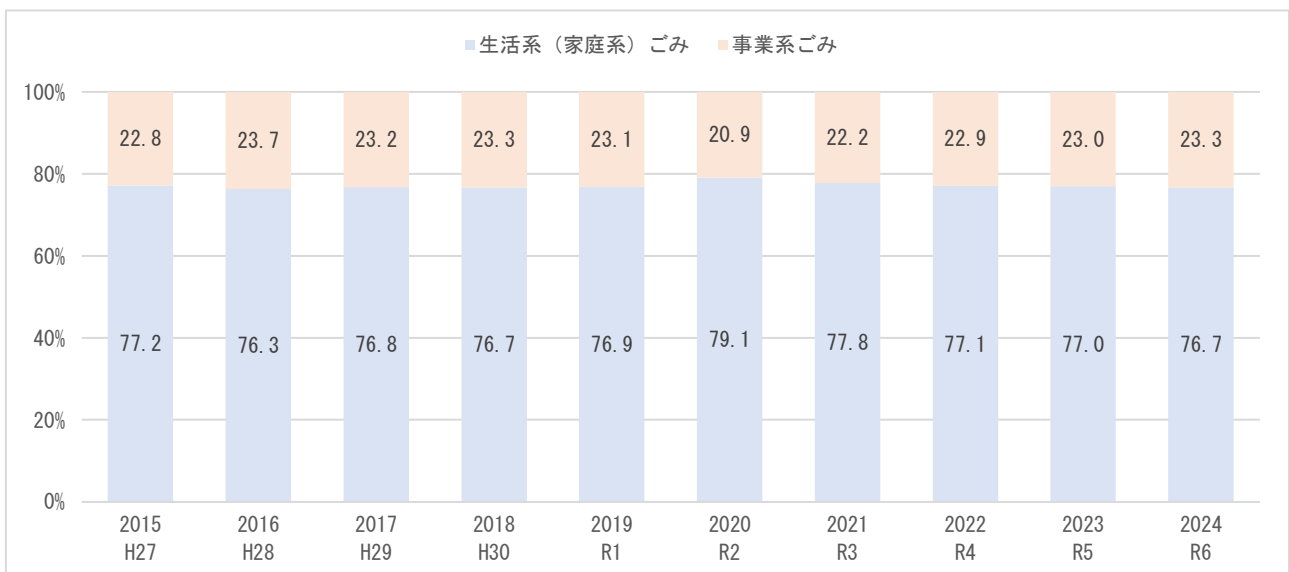


図 2-1-5 生活系（家庭系）ごみと事業系ごみの推移

⑤ 一人1日当たりのごみ排出量

一人1日当たりのごみ排出量、一人1日当たりの生活系（家庭系）ごみ排出量とも、減少傾向で推移していましたが、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度は増加し、その後は減少しています。

表 2-1-5 一人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年 度	一人1日当たりのごみ排出量	一人1日当たりの生活系（家庭系）ごみ排出量
H27 2015	914	705
H28 2016	909	694
H29 2017	868	666
H30 2018	880	675
R1 2019	872	670
R2 2020	876	693
R3 2021	886	689
R4 2022	892	688
R5 2023	867	668
R6 2024	842	646

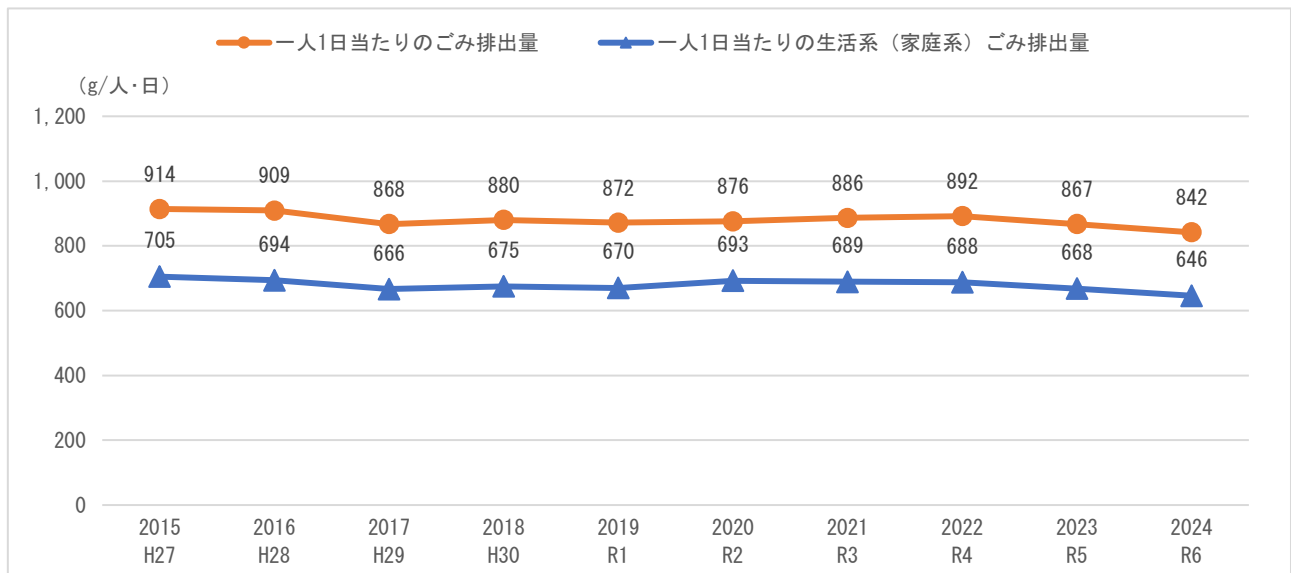


図 2-1-6 一人1日当たりのごみ排出量の推移

(2) 資源化

① 資源化量

資源ごみの収集と拠点回収等の直接資源化量と集団回収量は減少傾向で推移し、中間処理後の施設資源化量は、令和元(2019)年度に増加し、その後減少傾向で推移しています。そのため、資源化量は減少傾向で推移しています。

表 2-1-6 資源化量の推移

単位：t

年 度	直接資源化量	施設資源化量	集団回収量	合 計
H27 2015	1,658	719	518	2,895
H28 2016	1,397	753	479	2,629
H29 2017	1,206	717	439	2,362
H30 2018	1,141	710	460	2,311
R1 2019	1,059	1,288	399	2,746
R2 2020	1,165	1,448	216	2,829
R3 2021	1,083	1,360	265	2,708
R4 2022	969	1,352	267	2,588
R5 2023	932	1,236	242	2,410
R6 2024	875	1,210	242	2,327

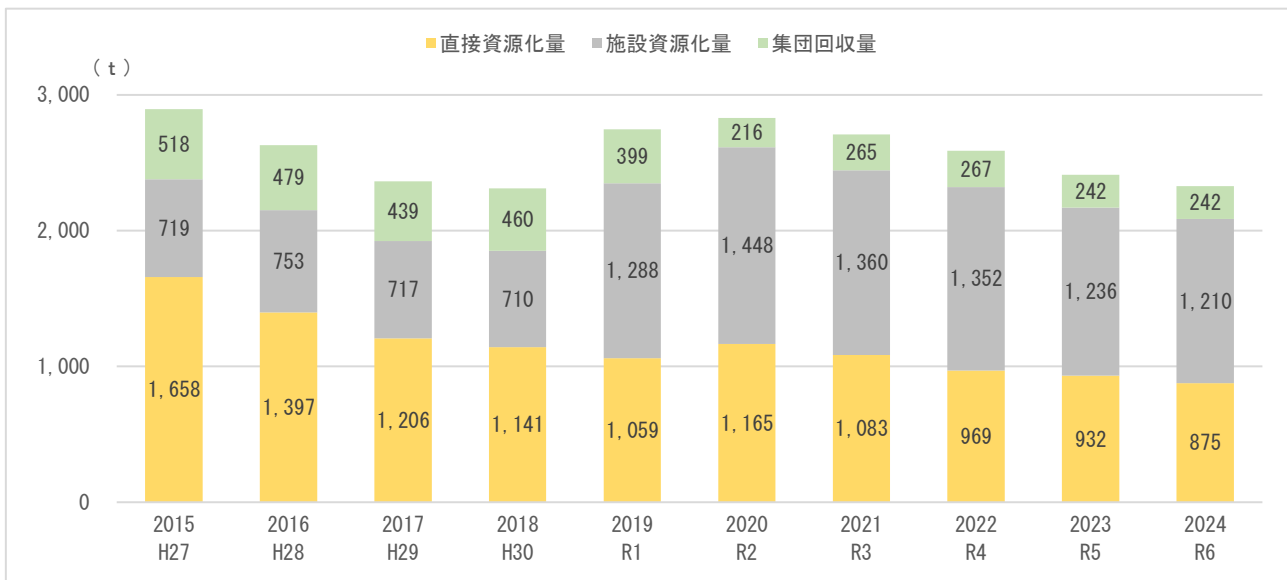


図 2-1-7 資源化量の推移

② 品目別資源化量

ガラス類は令和元(2019)年度以降、ビン類を含めることとなり増加しています。その他は令和2(2020)年度に増加していますが、紙類は減少傾向で推移しています。令和6(2024)年度から容器包装プラスチックの資源化を開始しています。

表 2-1-7 品目別資源化量の推移

単位：t

年 度	紙類	紙パック	金属類	ガラス類	ペット ボトル	プラス チック類	布類	その他
H27 2015	2,117	4	510	55	209	0	0	0
H28 2016	1,873	3	482	0	201	0	0	70
H29 2017	1,584	2	447	59	198	0	0	72
H30 2018	1,525	2	438	74	206	0	2	64
R1 2019	1,389	2	437	661	202	0	5	50
R2 2020	1,301	3	463	675	199	0	6	182
R3 2021	1,276	3	432	603	205	0	8	181
R4 2022	1,230	3	413	597	209	0	8	128
R5 2023	1,165	3	383	508	214	7	9	121
R6 2024	1,108	3	348	499	214	203	1	134

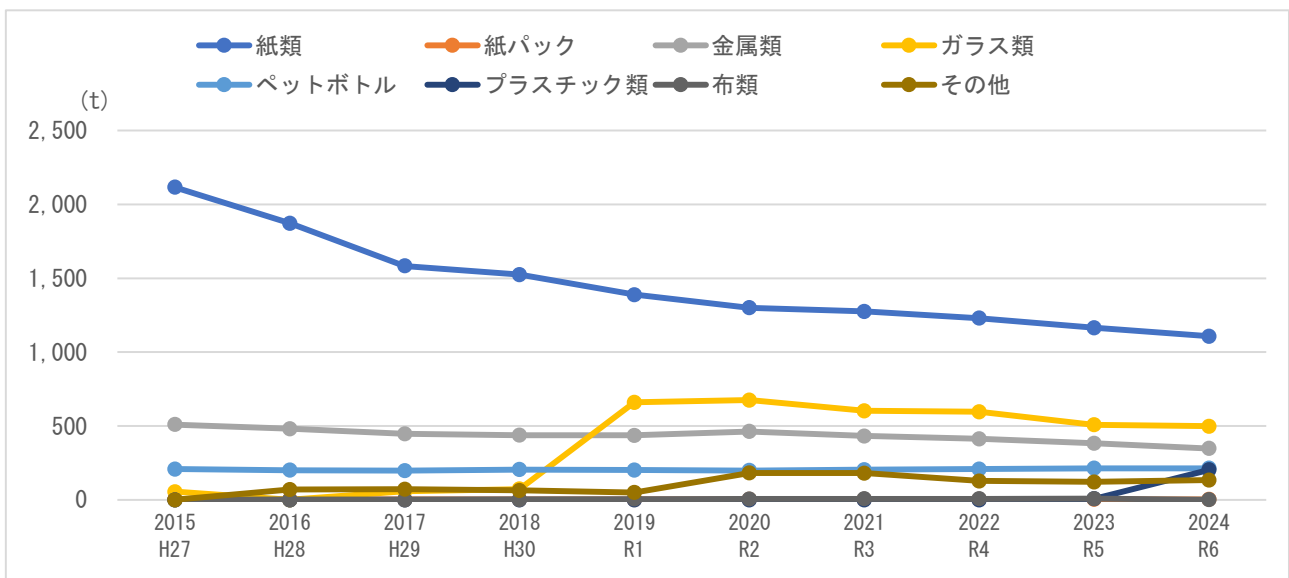


図 2-1-8 品目別資源化量の推移

③ 資源化率

資源化率は、年度によるばらつきがみられますが、平成 27(2015)年度と比較すると低くなっています。新聞や雑誌等の紙媒体から電子媒体への転換、小売業者での資源物回収の定着等により、直接資源化量が減り、資源化量全体が減少していることが、資源化率低下の要因と考えられます。

表 2-1-8 資源化率の推移

単位：％

年 度	資源化率
H27 2015	11.9
H28 2016	10.9
H29 2017	10.0
H30 2018	9.7
R1 2019	11.7
R2 2020	12.3
R3 2021	11.9
R4 2022	11.4
R5 2023	11.0
R6 2024	11.1

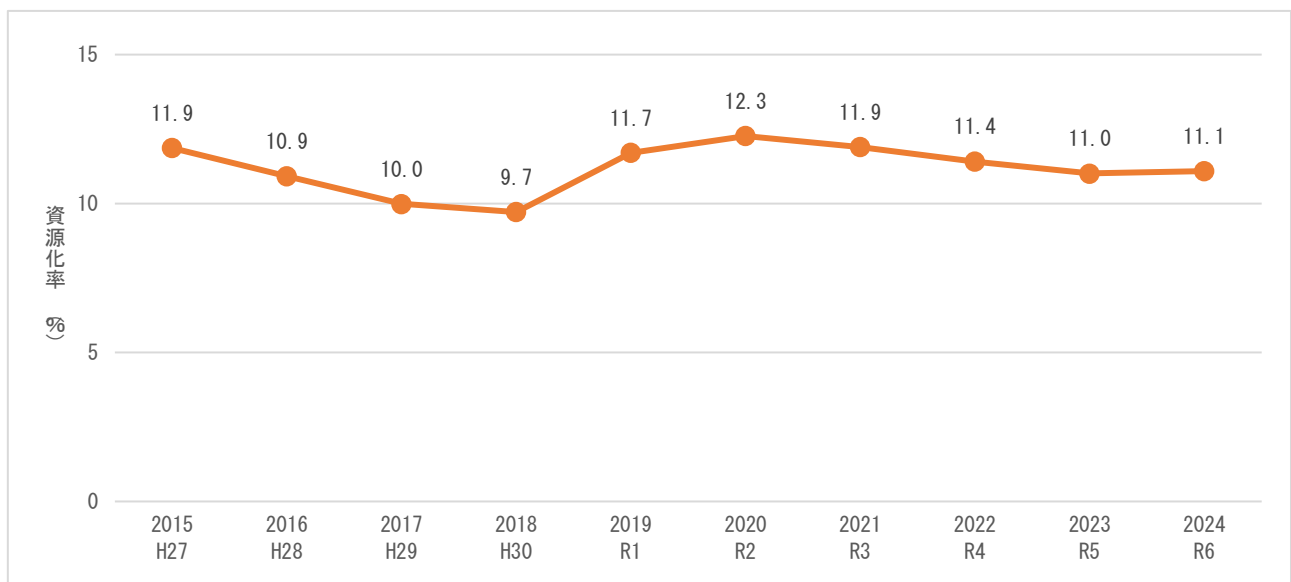


図 2-1-9 資源化率の推移

(3) 最終処分

最終処分する焼却残渣は、年度によるばらつきはみられますが、減少傾向で推移し、最終処分量も減少傾向で推移しています。

表 2-1-9 最終処分量の推移

単位：t

年 度	焼却残渣	その他資源化施設残渣	合 計
H27 2015	2,791	27	2,818
H28 2016	2,598	36	2,634
H29 2017	2,440	28	2,468
H30 2018	2,622	30	2,652
R1 2019	2,523	27	2,550
R2 2020	2,527	30	2,557
R3 2021	2,332	26	2,358
R4 2022	2,385	36	2,421
R5 2023	2,360	34	2,394
R6 2024	2,363	9	2,372

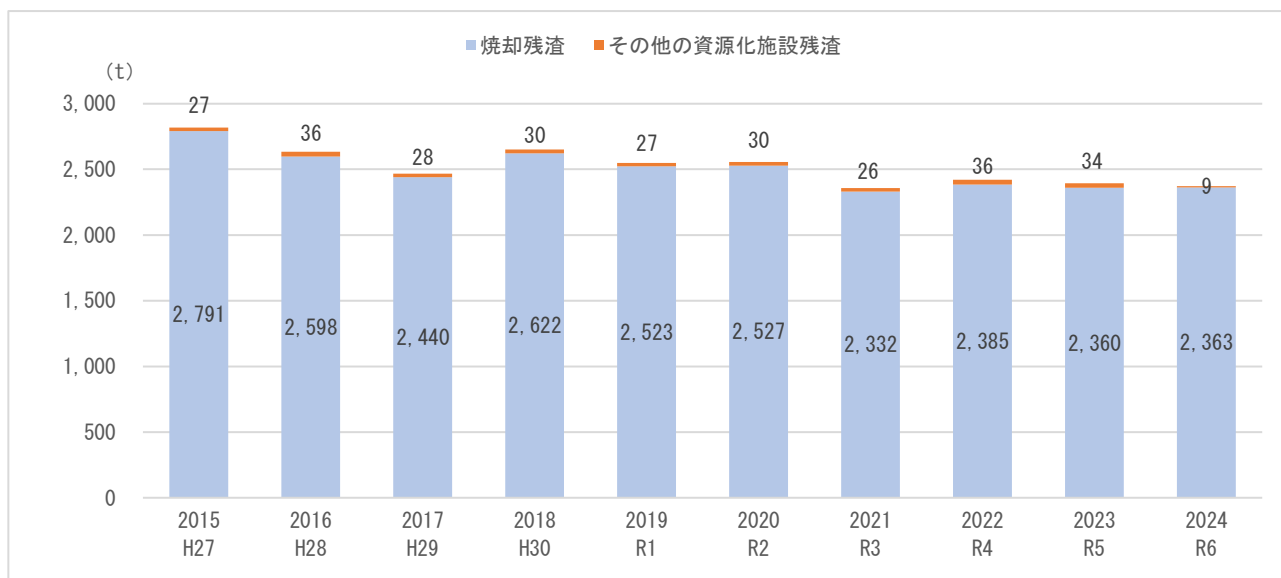


図 2-1-10 最終処分量の推移

(4) その他の取組

① 拠点回収

本市では、市役所や支所、公民館等の公共施設で拠点回収を行っています。

回収量は年度によりばらつきがありますが、ペットボトルや古着は一定量回収されています。

表 2-1-10 拠点回収の場所と品目

回収場所	小型家電	ペットボトル	古着	インクカートリッジ	小型充電式電池
本庁（生活環境課窓口）	○		○	○	○
黒羽支所	○	○	○	○	○
湯津上支所	○	○	○	○	○
生涯学習センター		○			
ピアートホール		○			
大田原西地区公民館		○	○		
大田原東地区公民館		○	○		
金田北地区公民館		○	○		
親園地区公民館		○	○		
佐久山地区公民館		○	○		
野崎地区公民館		○			
湯津上地区公民館		○			
須賀川地区公民館		○			
シニアプラザ清流荘		○			
佐良土多目的交流センター		○			
くらしの情報館		○			



拠点回収（生活環境課窓口）

表 2-1-11 拠点回収量の推移

単位：kg

年 度	小型家電	ペットボトル	古着	白色トレイ	インクカートリッジ	小型充電式電池
H27 2015	—	3,970	—	190	—	—
H28 2016	—	4,280	—	170	—	—
H29 2017	—	3,670	—	80	—	—
H30 2018	—	3,060	2,600	—	—	—
R1 2019	128	2,820	3,030	—	18	55
R2 2020	310	2,940	3,720	—	9	12
R3 2021	282	2,720	6,020	—	9	34
R4 2022	507	2,920	5,540	—	18	34
R5 2023	262	3,220	7,980	—	16	20
R6 2024	129	3,470	6,690	—	21	0

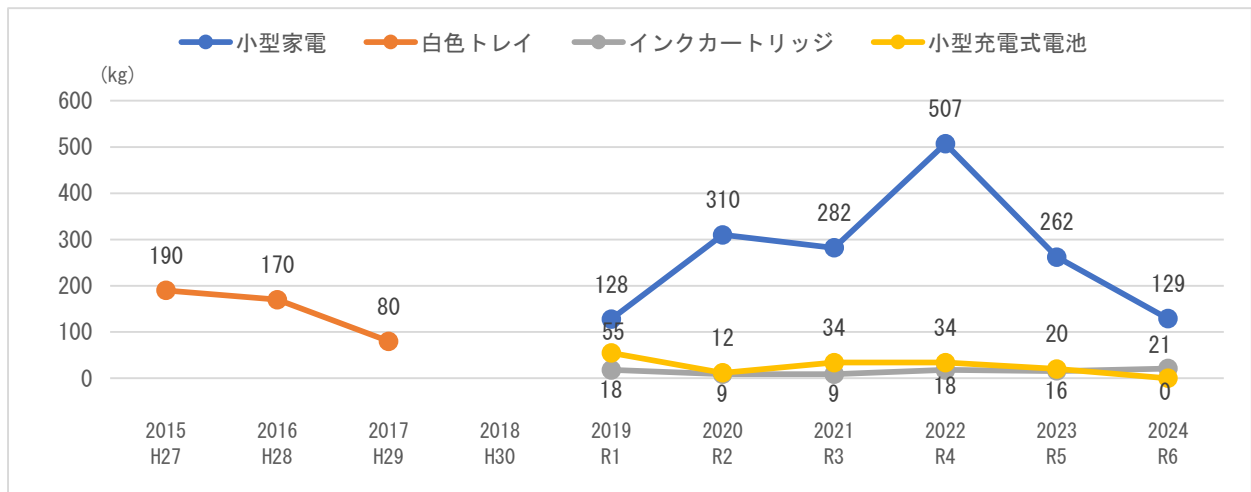


図 2-1-11(1) 拠点回収量の推移

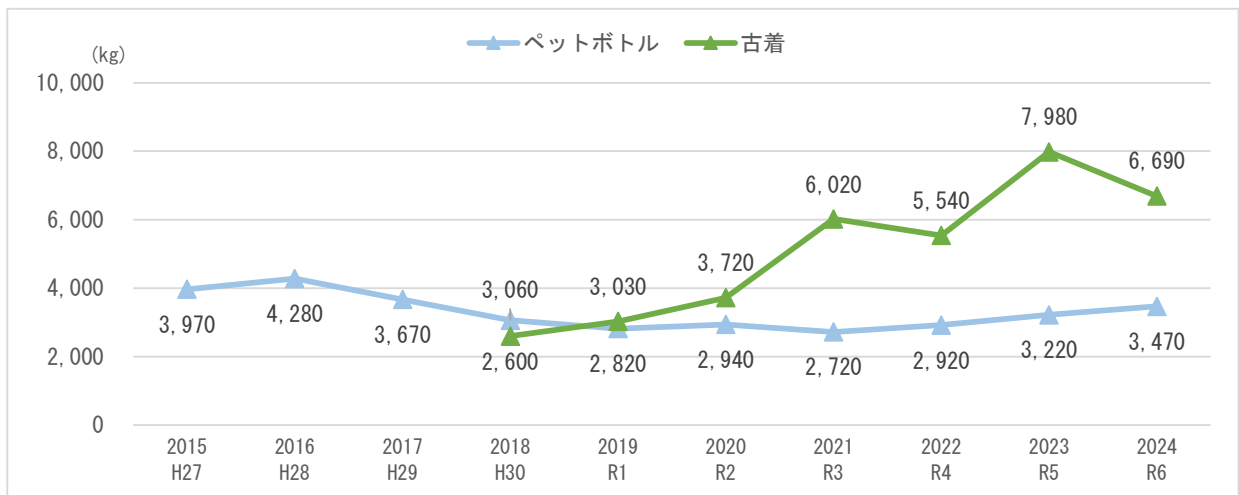


図 2-1-11(2) 拠点回収量の推移

② 厨芥ごみ処理機器の補助台数

市民の厨芥ごみ処理機器の購入に際して、購入価格の半額を補助しています。補助事業予算額の範囲で、機械式は 20,000 円、容器式は 3,000 円を限度額としています。

補助実績は、年度によるばらつきがみられます。

表 2-1-12 厨芥ごみ処理機器の補助実績

単位：台

年 度	容器式	機械式	合 計
H27 2015	9	4	13
H28 2016	12	11	23
H29 2017	5	7	12
H30 2018	11	7	18
R1 2019	6	6	12
R2 2020	3	3	6
R3 2021	3	4	7
R4 2022	9	4	13
R5 2023	11	9	20
R6 2024	4	10	14

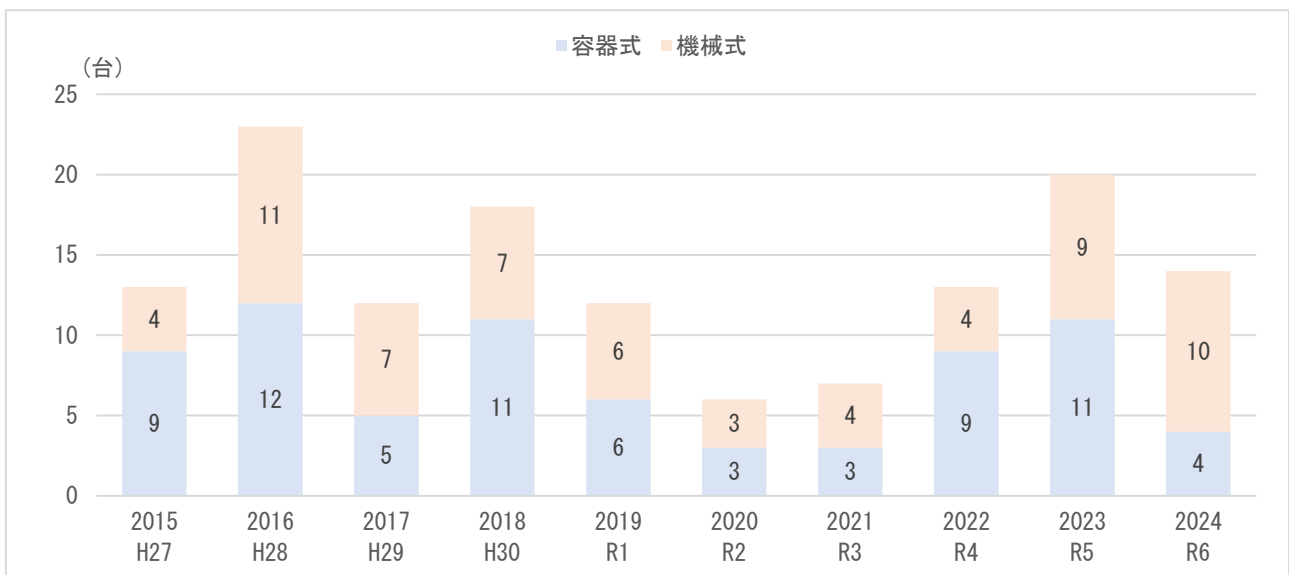


図 2-1-12 厨芥ごみ処理機器の補助実績

③ 樹木剪定枝のチップ化事業

市内の一般家庭及び事業者から出る樹木剪定枝木は、一般家庭は搬入車両1台1,000円、事業者は事前許可制で搬入車両の最大積載量1kg当たり10円を乗じた利用料金で、緑資源リサイクル施設でチップ化し、無料配布しています。チップ製造量は、年度によるばらつきがみられますが、一定量がチップ化されています。

表 2-1-13 チップ製造量の推移

単位：kg

年 度	チップ製造量
H27 2015	13,240
H28 2016	23,010
H29 2017	30,060
H30 2018	28,750
R1 2019	28,640
R2 2020	27,200
R3 2021	21,420
R4 2022	21,500
R5 2023	23,890
R6 2024	24,910

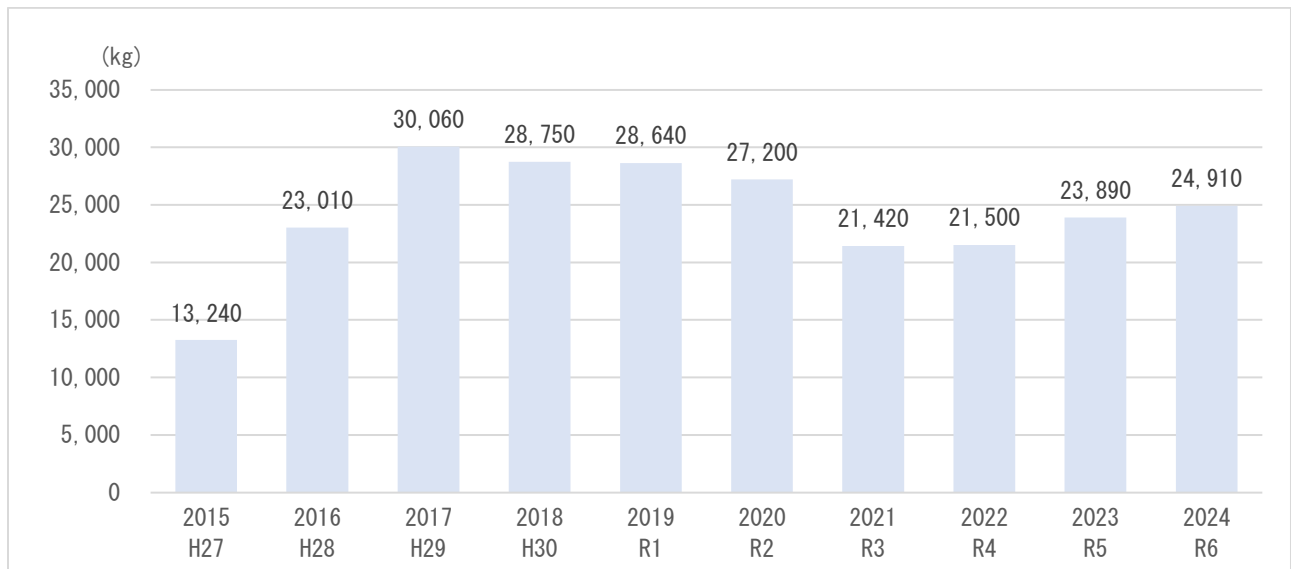


図 2-1-13 チップ製造量の推移

(5) ごみ処理経費

令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、ごみ処理施設等の設備改修に伴う経費があり、高くなっています。ごみ処理経費、一人当たりのごみ処理経費とも上昇傾向で推移しています。

表 2-1-14 ごみ処理経費の推移

年 度	ごみ処理経費 (千円)	一人当たりのごみ処理経費 (円/人)
H27 2015	715,924	9,817
H28 2016	670,983	9,245
H29 2017	648,917	8,699
H30 2018	698,149	9,432
R1 2019	854,795	11,629
R2 2020	3,024,096	41,930
R3 2021	1,713,393	24,355
R4 2022	809,911	11,627
R5 2023	780,343	11,316
R6 2024	904,576	13,263

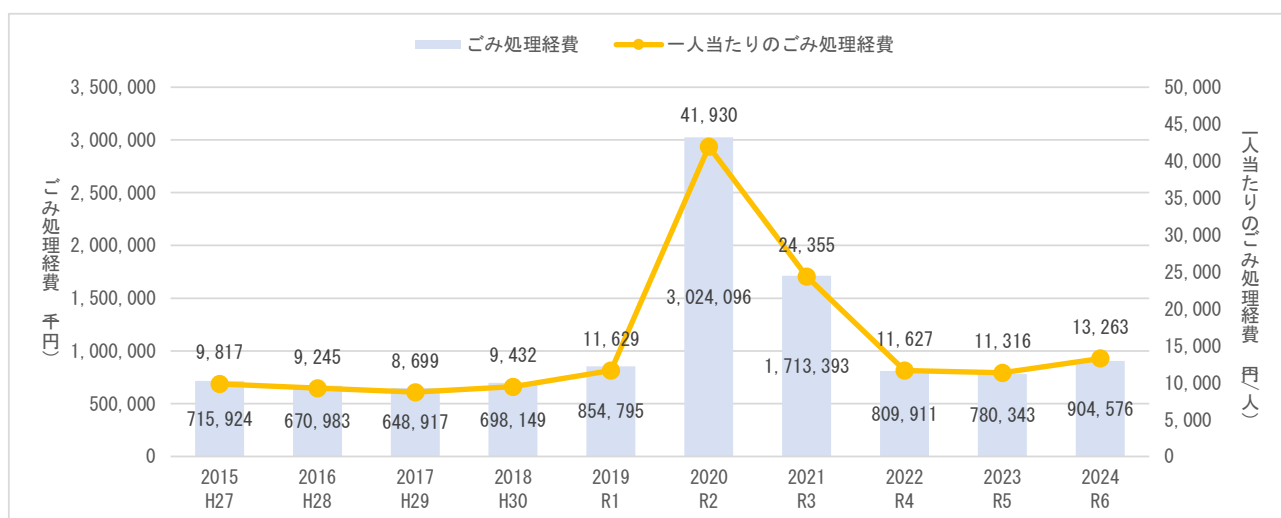


図 2-1-14 ごみ処理経費の推移

3 収集運搬・処理の現状

(1) 収集運搬

① 収集体制・方法

家庭系ごみは、ステーション方式で収集しています。ごみステーションに出されたごみを、市が委託した収集運搬業者が収集、運搬しています。

家庭系ごみのうち大掃除や引っ越し等が出る多量のごみや事業系ごみについては、排出者が本市の許可を持つ収集運搬業者に収集、運搬を依頼しているほか、広域クリーンセンター大田原へ排出者が直接持ち込んでいます。

② 収集業者

市のごみ収集は、許可業者 28 社（うち 2 社は委託業者）で行っています。

※ 許可業者 28 社のうち、16 社を限定で許可しています。

(2) ごみの分別

① 分別区分

本市では、4 種 18 分別で収集を行っています。

表 2-1-15(1) ごみの分別区分

分別区分	収集頻度	収集方法	収集主体
ビン類 (3分類)	毎月2回収集	コンテナによるステーション収集	委託業者
ガラス類	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
かん類	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
新聞紙	毎月2回ステーション収集 資源ごみ回収団体による集団回収		委託業者 登録団体
雑誌類			
段ボール			
紙パック			
資源ごみ ペットボトル	毎月2回指定袋によるステーション収集		委託業者
	市有施設での拠点回収		委託業者
	資源ごみ回収団体による集団回収		登録団体
白色トレイ	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
容器包装プラスチック	毎月2回収集	透明袋によるステーション収集	委託業者
電池類	毎月2回収集	透明袋によるステーション収集	委託業者
蛍光管	毎月2回収集	箱等によるステーション収集	委託業者
水銀体温計	毎月2回収集	透明袋によるステーション収集	委託業者
もやせるごみ	毎週2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
もやせないごみ	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
粗大ごみ	週1回収集	予約制による個別収集	委託業者

※ ステーションに一時に排出できる範囲は、30kg未満又は1m³未満とする。

※ ごみの分別区分について、第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画では、4種17分別としているが、令和6(2024)年度より資源ごみに容器包装プラスチックが追加され、4種18分別となった。

表 2-1-15(2) ごみの分別区分

分別の種類	収集頻度	収集方法	収集主体
古 着	随 時	資源ごみ回収団体による集団回収	登録団体
		市有施設での拠点回収	委託業者
使用済小型家電	随 時	市有施設での拠点回収	市直営
		市役所及び各支所を会場としたイベント回収	市直営
小型充電式電池	随 時	市有施設での拠点回収	市直営
インクカートリッジ	随 時	市有施設での拠点回収	市直営
製品プラスチック	3会場各2回	市役所及び各支所を会場としたイベント回収	市直営

※ 使用済小型家電（12品目）

携帯電話（PHS、スマートフォンを含む）、デジタルカメラ（ビデオカメラ）、携帯型ゲーム機、リモコン、フラッシュメモリ、携帯型音楽プレイヤー、携帯型カーナビゲーション、ノートパソコン、携帯型DVDプレイヤー、電子辞書、ACアダプタ、電卓

② 指定ごみ袋

本市では、指定ごみ袋制を導入しています。

指定ごみ袋の種類、規格を表 2-1-16(1)に、それ以外の使用可能な袋を表 2-1-16(2)に、ボランティアで道路や公園等の清掃活動を行う自治会関係者等に無料で配布される袋を表 2-1-16(3)に示します。

表 2-1-16(1) 指定ごみ袋

袋の種類	規格	色	希望小売価格（税込）
もやせるごみ専用	45ℓ	半透明で赤文字	10枚入り 255円
	30ℓ		10枚入り 195円
	20ℓ		10枚入り 155円
かん類専用	45ℓ	薄黄で黒文字	10枚入り 134円
	30ℓ		10枚入り 124円
ガラス専用	30ℓ	薄緑で黒文字	10枚入り 124円
	20ℓ		10枚入り 114円
もやせないごみ専用	30ℓ	半透明で青文字	10枚入り 195円
ペットボトル専用	45ℓ	半透明で黒文字	10枚入り 134円
白色トレイ専用	45ℓ	半透明で茶文字	10枚入り 134円

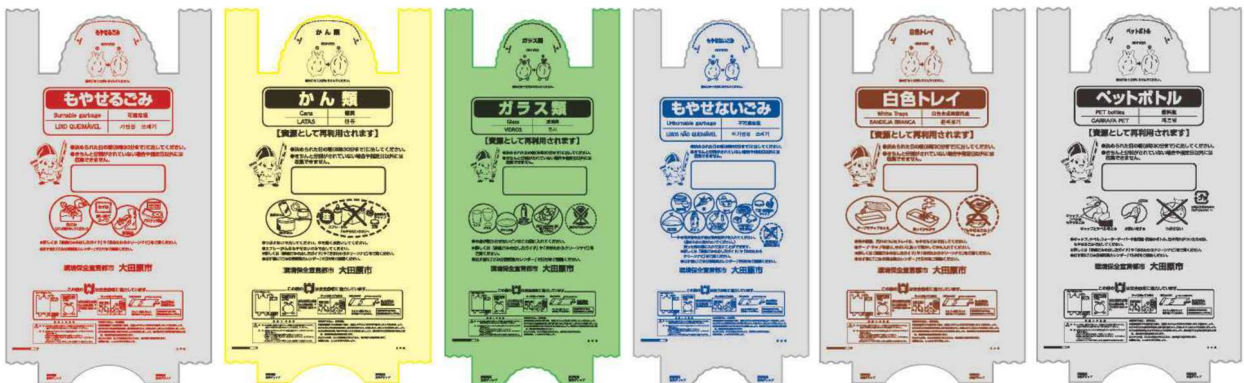
表 2-1-16(2) 使用可能な袋

袋の種類	規格	色	希望小売価格（税込）
容器包装プラスチック	20～45ℓ	透明又は半透明のビニール袋	—
水銀体温計		透明のビニール袋	—
電池類		透明のビニール袋	—

※ビン類：中身を使い切り、色分けして（無色透明、茶色、その他）指定のコンテナに出す。
 ※蛍光管：蛍光管を買った時の箱（筒）に入れて出すか、もやせないごみ専用袋に蛍光管のみ入れて出す。（いずれも複数の場合はひもで縛る）
 ※古 紙：ひもで十字に縛って出す。
 ※透明のビニール袋は、指定ごみ袋ではない。

表 2-1-16(3) ボランティア用指定袋

袋の種類	規格	色
可燃専用	45ℓ	半透明で赤文字
不燃専用	45ℓ	半透明で青文字



指定ごみ袋・コンテナ

(3) ごみ収集・処理体制

① 収集運搬車両

市が行うごみの収集運搬の車両の状況を表 2-1-17(1)～(3)に示します。

表 2-1-17(1) 収集運搬車両：大田原東、大田原西、金田、親園、野崎、佐久山地区

用途	種別	台数	収集主体
もやせるごみ	塵芥車	6台	委託
段ボール			
紙パック			
ペットボトル			
容器包装プラスチック	塵芥車	2台	委託
ビン類	深ダンプ	5台	委託
ガラス類			
かん類			
もやせないごみ			
蛍光管			
水銀体温計			
電池類			
新聞			
雑誌類			
白色トレイ			

表 2-1-17(2) 収集運搬車両：黒羽、川西、両郷、須賀川、湯津上地区

用途	種別	台数	収集主体
もやせるごみ	塵芥車	3台	委託
容器包装プラスチック	塵芥車	1台	委託
ビン類	深ダンプ	2台	委託
ガラス類			
かん類			
もやせないごみ			
蛍光管			
水銀体温計			
電池類			
段ボール			
紙パック			
ペットボトル			
新聞			
雑誌類			
白色トレイ			

表 2-1-17(3) 収集運搬車両：市内全域

用途	種別	台数	収集主体
粗大ごみ	トラック	1台	委託

② 中間処理施設

本市のごみは、主に那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原で破碎、焼却等の処理がなされています。

表 2-1-18 中間処理施設の概要

焼却施設	施設名	広域クリーンセンター大田原	
	所在地	栃木県大田原市若草 1-1484-2	
	竣工	平成 15(2003)年 3 月	
	型式	ストーカ方式	
	処理能力	焼却炉：120t/日 (60t/24 時間×2 炉)	
	発電電力	1,400kW	
リサイクル施設	粗大不燃ごみ	処理能力：6.2t/5 時間	粗破碎機、破碎機、磁選機、アルミ選別機
	かん類	処理能力：5.8t/5 時間	袋破機、磁選機、アルミ選別機、圧縮減容機
	ペットボトル	処理能力：1.6t/5 時間	手選別コンベア、圧縮梱包機
	白色トレイ	処理能力：0.4t/5 時間	手選別コンベア、圧縮梱包機

③ 最終処分場

広域クリーンセンター大田原で処理されたごみ（資源化、再使用される物を除く）は、那須地区広域行政事務組合が運営する那須グリーンネクサスで埋立処分されています。

表 2-1-19 最終処分場の概要

最終処分場	施設名	那須グリーンネクサス	
	所在地	栃木県那須郡那須町大字豊原乙 1 番地 6	
	竣工	令和 4(2022)年 2 月	
	埋立面積	4,480m ²	
	埋立容量	51,000m ³	
埋立計画	埋立期間	令和 4 年 4 月から埋立容量に達するまで (15 年間を想定)	
	埋立方法	サンドイッチ方法	

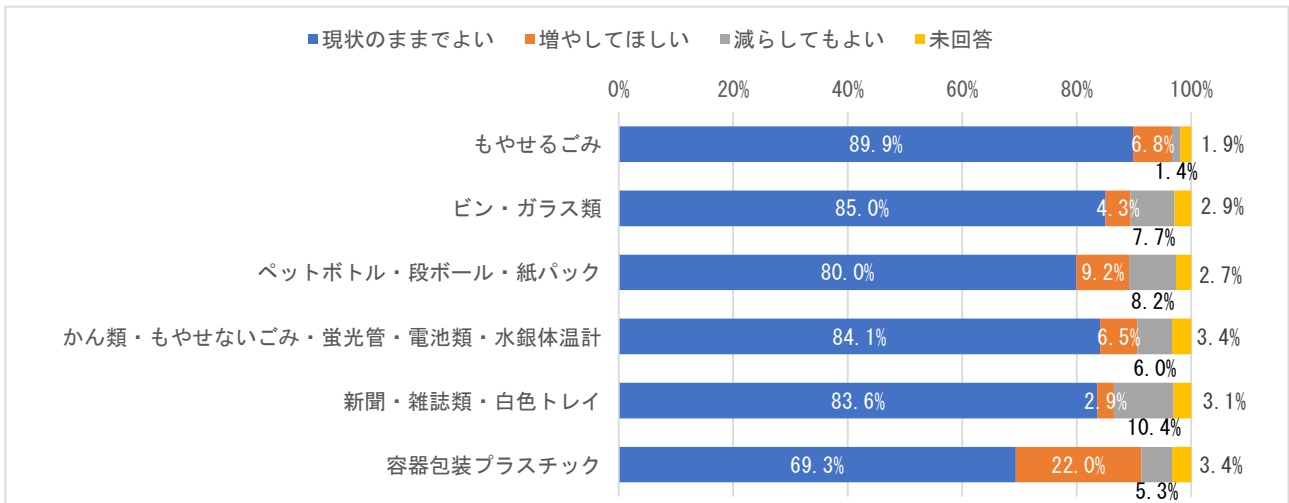
4 ごみ問題に関する市民アンケート結果

(1) 調査概要

対象者	18歳以上の市民1,000人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7(2025)年6月25日～令和7(2025)年7月10日
回答数及び回収率	回答数 414人 (郵便による回答326人、インターネットによる回答88人) 回収率 41.4%

(2) 調査結果概要

① ごみの収集頻度

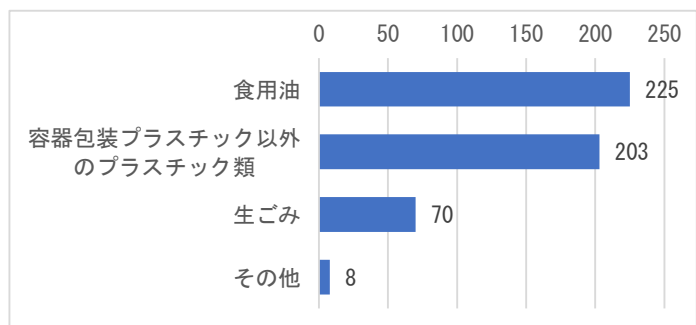


すべての質問で、「現状のままでよい」の回答が最も多くなっています。

容器包装プラスチックは、増やしてほしいの回答が約22%、新聞・雑誌類・白色トレイは減らしてもよいの回答が約10%となっています。

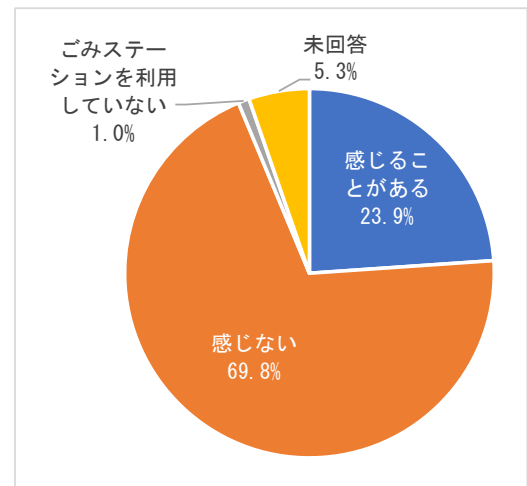
② 今後資源化を進めて欲しいごみ

食用油、容器包装プラスチック以外のプラスチック類の資源化を望む声が多くなっています。



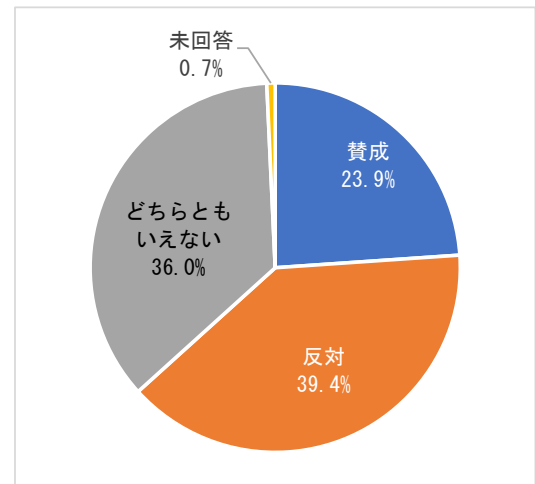
③ ごみステーションの不便や不快について

ごみステーションへの不便や不快を感じないとの回答が約70%となっています。ごみステーションを利用していないとの回答もありました。

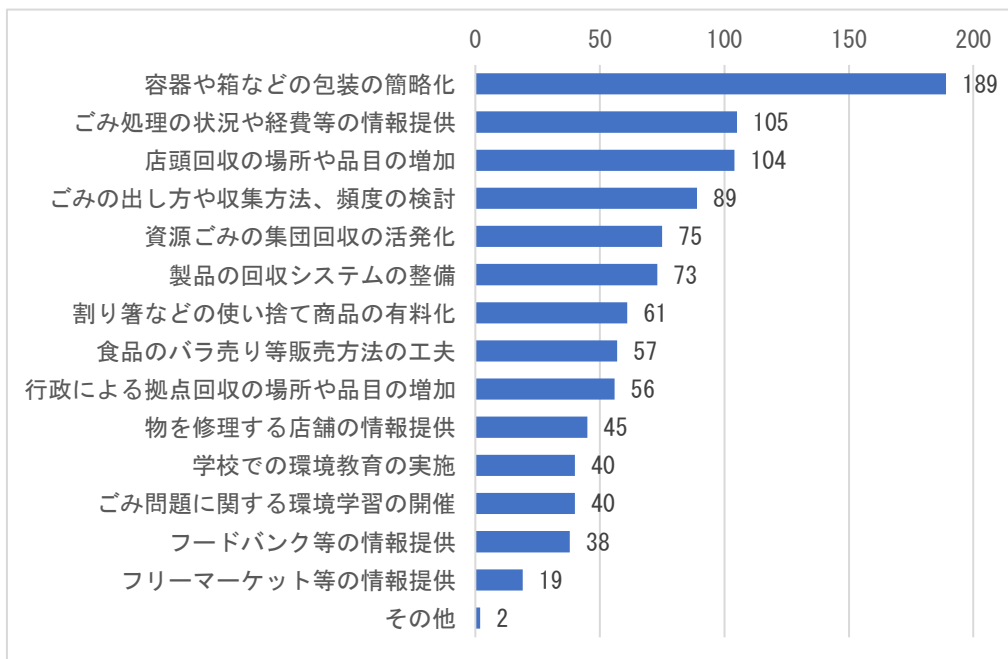


④ ごみ処理の有料化への考え方

有料化に反対の回答は約40%で最も多くなっていますが、どちらともいえないの回答も36%となっています。



⑤ ごみの減量化や資源化の推進に向けた取組



容器や箱などの包装の簡略化、ごみ処理の状況や経費等の情報提供、店頭回収の場所や品目の増加などを推進したら良いの回答が多くなっていました。

5 国・栃木県におけるごみ処理施策の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～

令和 6(2024)年 8 月に循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を重要な課題とし、循環型社会形成に向け政府全体の施策をとりまとめた「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

○ 5つの柱(重点分野)

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

○ 循環型社会に関する全体像の指標

指 標	現況値 令和 2(2020)年度	目標値 令和 12(2030)年度
① 資源生産性	46 万円/トン	60 万円/トン
② 一人あたり天然資源消費量 (マテリアルフットプリント)	11.5 トン/人	11 トン/人
③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	28 %	34 %
④ 入口側の循環利用率	16 %	19 %
⑤ 出口側の循環利用率	42 %	44 %
⑥ 最終処分量	13 百万トン	11 百万トン
⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模	56 兆円	80 兆円以上
⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動		
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	—	90 %
具体的な 3 R 行動の実施率	—	50 %
⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量	431 百万トン-CO ₂ eq	343 百万トン-CO ₂ eq (参考値)
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	37 百万トン-CO ₂ eq	29 百万トン-CO ₂ eq (参考値)
⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント	生態系サービスの需要量（負荷量）を測ることで、資源循環の取組を含む社会経済の変化による生物多様性への負荷を見ることを目的とした指標	

○ 一般廃棄物に関する事項

重点分野 3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現の中で指標が設定されています。

指 標 名		数値目標(目標年次)
2) 地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環的利用の状況	地域ごとの一般廃棄物の排出量	—
	地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率	—
	地域ごとの一般廃棄物の焼却量	—
	1人1日当たりごみ焼却量	約 580 g (令和 12(2030)年度)

(2) 栃木県資源循環推進計画

食品ロスや海洋プラスチックごみ対策など、資源循環を巡る情勢や頻発する大規模災害から発生する災害廃棄物への対策などの状況を踏まえ、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とする「栃木県資源循環推進計画」を推進してきました。計画期間が終了することから、新たな「栃木県環境総合計画(仮称)」の策定が進められています。現行計画の進捗と公表された骨子案から新たな計画の内容を整理します。

○ 現行計画の数値目標の評価

指 標	現状値	目標値
	令和 5(2023)年度	令和 7(2025)年度
県民 1 人 1 日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 【g/人・日】	639	650 (◎)
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量 【千 t】	56	53 (×)
県内で排出された産業廃棄物の最終処分量 【千 t】	77	84 (◎)
県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数 (10t 未満を含む。) 【件】	143	70 (×)
県内で排出された一般廃棄物の再生利用率 【%】	15.0	19 (×)
県内で排出された産業廃棄物の再生利用率 【%】	51.0	53 (×)
「とちの環エコ製品」の認定件数 【件】	137	137 (◎)

< ◎：既に令和 7(2025)年度目標達成済、×：令和 7(2025)年度までに目標達成が困難 >

○ 基本的な考え方

- ◆ 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進し、持続可能な循環型社会の形成を目指す。

○ 10年後の将来像

- ◆ ライフサイクル全体での徹底した資源循環が促進
- ◆ 製造業・小売業とリサイクル業等が連携した新たな資源循環システムの構築
- ◆ リサイクル産業が成長し脱炭素化や水平リサイクルなど新たな技術開発、雇用の創出等が実現
- ◆ 廃棄物の適正処理が浸透し、ごみの散乱や不法投棄のない生活環境の実現
- ◆ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の確立

< テーマ1 > 7Rの促進

○ 発生抑制・再使用（リシンク・リフューズ・リデュース、リユース）

- ◆ 県民による発生抑制・再使用の取組促進
- ◆ 排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進

○ 再生利用（リファイン・リサイクル）

- ◆ 県民・排出事業者による分別の取組促進
- ◆ 高度なリサイクルシステムの構築

○ 再生可能資源への代替（リニューアブル）

- ◆ 再生可能資源の利用促進

< テーマ2 > 資源循環推進体制の確保

○ 資源循環に向けた処理体制の確保

- ◆ 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築
- ◆ 再生利用のための施設の整備促進
- ◆ 焼却施設における熱回収の促進
- ◆ 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- ◆ 必要な産業廃棄物最終処分場の確保

○ 廃棄物・リサイクル産業の振興

- ◆ 動脈産業（製造業者等）と静脈産業（処理業者）との連携等による高度な循環システムの構築
- ◆ 廃棄物処理施設、リサイクル施設に対する県民等の理解促進（イメージ向上）
- ◆ 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ◆ リサイクル施設の立地促進

< テーマ3 > 廃棄物等の適正処理の促進

○ 廃棄物の適正処理

- ◆ 排出事業者の意識改革
- ◆ 不法投棄等の不適正処理対策
- ◆ 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保
- ◆ PCB 廃棄物等の適正な管理及び処理
- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

○ 災害廃棄物の処理体制の整備

- ◆ 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進
- ◆ 廃棄物処理施設の強靱化



ごみステーション（ボックス管理型）



ごみステーション（ネット管理型）



廃棄物不法投棄現場

第2節 ごみ処理の課題

(1) 第二次計画の目標達成状況

① 一人1日当たりのごみ排出量

第二次計画の目標である 833g/人・日を上回る結果で、目標未達成となっています。基準年よりも 41g/人・日削減されているものの、目標である 50g/人・日には 9g/人・日足りない値となっています。

表 2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量と目標値の比較

単位：g/人・日

年 度	一人1日当たりのごみ排出量
H27 2015	914
H28 2016	909
H29 2017	868
H30 2018	880
R1 2019	872
R2 2020	876
R3 2021	886
R4 2022	892
R5 2023	867
R6 2024	842
目標 R7 2025	833

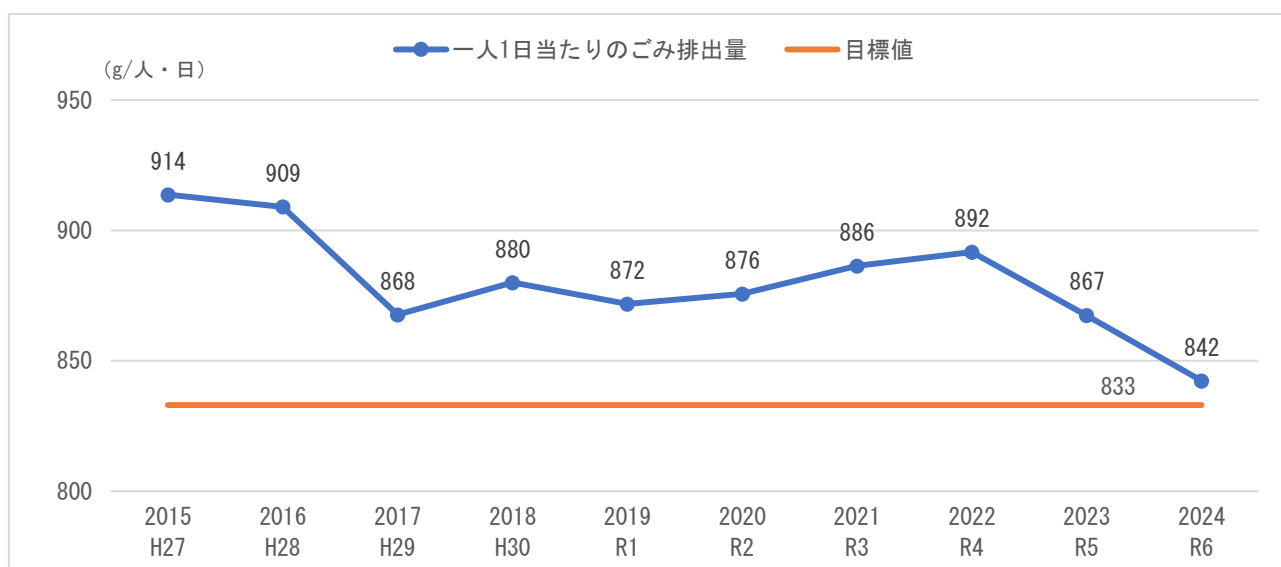


図 2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量と目標値の比較

② ごみ資源化率

第二次計画の目標である 18.5%を下回る結果で、目標未達成となっています。
ごみ資源化率は、上昇の目標となっていますが、基準年よりも 5%下降しています。

表 2-2-2 資源化率と目標値の比較

単位：%

年 度	資源化率
H27 2015	11.9
H28 2016	10.9
H29 2017	10.0
H30 2018	9.7
R1 2019	11.7
R2 2020	12.3
R3 2021	11.9
R4 2022	11.4
R5 2023	11.0
R6 2024	11.1
目標 R7 2025	18.5

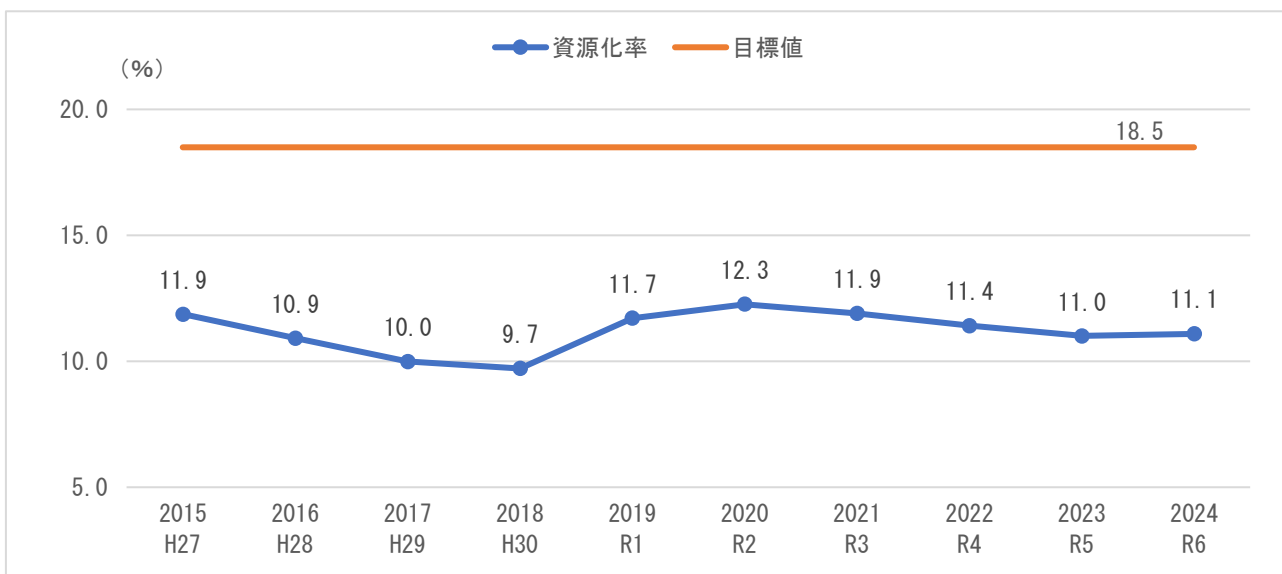


図 2-2-2 資源化率と目標値の比較

(2) 国や栃木県との比較

① 一人1日当たりのごみ排出量

国平均や栃木県平均の一人1日当たりのごみ排出量と比較して、令和2(2020)年度まで国平均や栃木県平均よりも低い値で推移していましたが、近年は国平均や栃木県平均を超える値となっています。

表 2-2-3 一人1日当たりのごみ排出量の比較

単位：g/人・日

	国	栃木県	大田原市
H27 2015	939	927	914
H28 2016	925	917	909
H29 2017	920	921	868
H30 2018	919	918	880
R1 2019	918	917	872
R2 2020	901	925	876
R3 2021	890	913	886
R4 2022	880	893	892
R5 2023	851	865	867

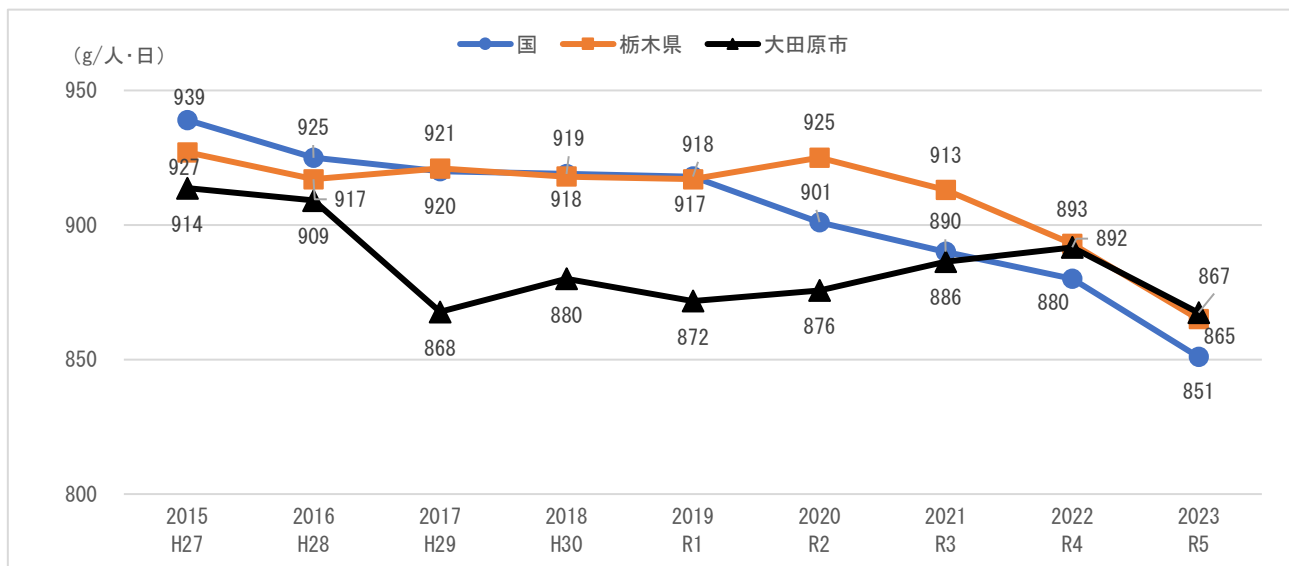


図 2-2-3 一人1日当たりのごみ排出量の比較

② 資源化率

国平均や栃木県平均の資源化率と比較して、低い値で推移しています。

表 2-2-4 資源化率の比較

単位：％

	国	栃木県	大田原市
H27 2015	20.4	16.6	11.9
H28 2016	20.3	16.1	10.9
H29 2017	20.2	16.3	10.0
H30 2018	19.9	15.9	9.7
R1 2019	19.6	16.1	11.7
R2 2020	20.0	15.9	12.3
R3 2021	19.9	15.7	11.9
R4 2022	19.6	15.4	11.4
R5 2023	19.5	15.0	11.0

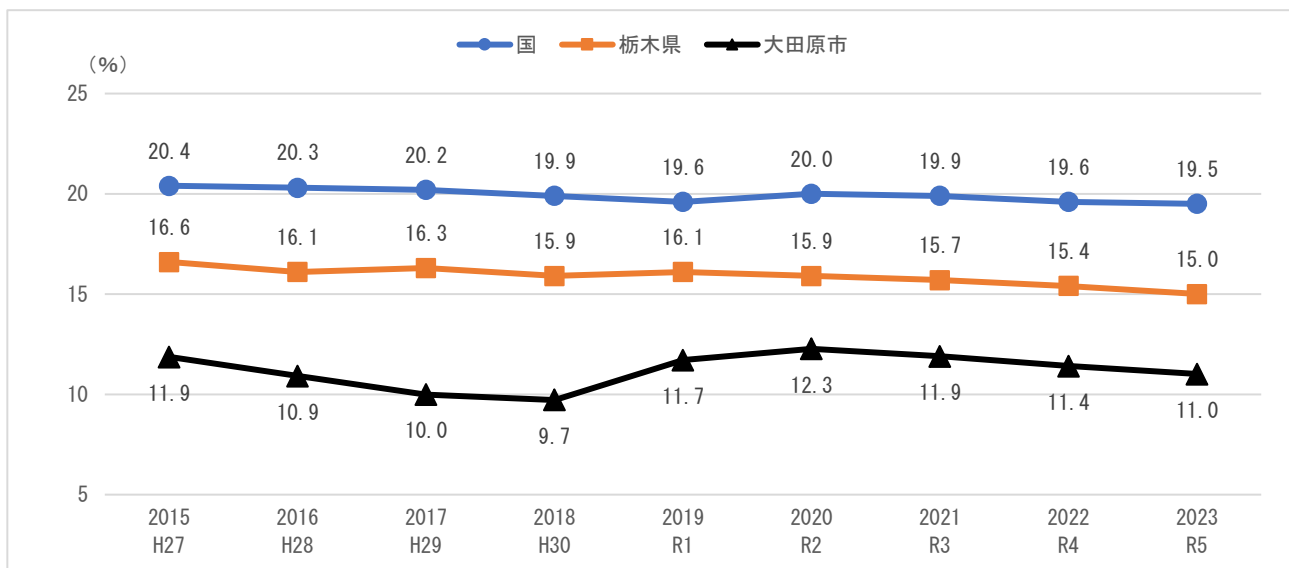


図 2-2-4 資源化率の比較

(3) ごみ処理の課題

① ごみの発生抑制

本市では、ごみ発生を抑制するため、生ごみの減量化、過剰包装の抑制、詰め替え商品の使用の促進等、市民、事業者と連携して取り組んできました。また、ごみ袋の指定袋制度を導入し、費用を徴収し、ごみへの意識向上を図ってきました。

その結果、本市のごみの総排出量は、人口の減少やごみ減量化の取組により減少し、一人1日当たりのごみ排出量も減少しています。しかし、第二次計画の目標は達成していません。

また、本市の一人1日当たりのごみ排出量は、栃木県平均との差はほとんどありませんが、国平均と比較すると上回る傾向が続いています。

ごみの発生を減らすことは、ごみ問題を解決するための最重要課題です。さらに、食品の多くを輸入に頼っているにもかかわらず、まだ食べられる食品が廃棄されている食品ロスの削減にも取り組む必要があります。

これらの現状を踏まえ、今後ごみの発生抑制に向け、既存施策の継続、市民や事業者への啓発に加え、新たなごみの発生抑制の施策にも取り組んでいかなければなりません。特に、本市のごみ排出量の70%以上を家庭系ごみが占めることから、家庭系ごみの発生抑制に向けた対策に取り組んでいく必要があります。

② ごみの資源化

本市では、資源ごみの分別、資源ごみの集団回収、樹木剪定枝葉のチップ化等、市民、事業者と連携して取り組んできました。令和6(2024)年4月からは、容器包装プラスチックの分別収集が開始され、資源化にも取り組んでいます。

しかし、新聞や雑誌等の紙媒体から電子媒体への転換、小売店や販売店での資源回収の普及等により、資源ごみが減り、本市の資源化量は減少し、資源化率も低くなっています。そのため、第二次計画の目標は達成していません。

また、本市のごみの資源化率は、国平均、栃木県平均の両方を下回る傾向が続いています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、ごみの資源化に取り組む必要があります。ごみの発生を抑制し、ごみとなってしまったものの中から、資源として活用可能なものを分別し、処理するごみを減らしていかなければなりません。

これらの現状を踏まえ、今後ごみの資源化に向け、分別の徹底等の既存施策の継続、市民や事業者への啓発に加え、新たなごみの資源化の施策にも取り組んでいかなければなりません。

③ 中間処理施設・最終処分場

本市のごみの中間処理及び最終処分は、那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原及び那須グリーンネクサスの施設で行っています。

今後も安定したごみの処理・処分の実施に向け、施設の安全で適切な運営に協力していく必要があります。また、新たな事業や施策が行われる場合には、協力していかなければなりません。

第3節 ごみ処理基本計画

1 基本方針

資源が循環する持続可能なまちをめざして

豊かで快適な暮らしを守り、限りある資源を有効に使う循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、市民、事業者、市が協働で積極的に取り組むまちを目指します。

ごみをなるべく出さない（Reduce：リデュース）、使えるものは何度でも使い（Reuse：リユース）、どうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（Recycle：リサイクル）の順にできる限り利用を行い、利用できないものについては、適正な処分を行います。

2 計画の目標値

ごみの減量化については一人1日当たりのごみ排出量を、資源化については資源化率を、それぞれ数値目標とします。数値目標は、過去の実績、栃木県の目標等を踏まえ設定します。

○一人1日当たりのごみ排出量

現在のまま推移すると10年後には839g/人・日になると予測されます。ごみの減量に向け、更なる減量に取り組み、令和6(2024)年度842g/人・日から5%、42g/人・日削減し、800g/人・日を目指します。

○ごみの資源化率

現在のまま推移すると10年後には11.3%になると予測されます。ごみの資源化に向け、更なる分別に取り組み、令和6(2024)年11.1%から2.9ポイント増加し、14.0%を目指します。

表 2-3-1 数値目標

項目	単位	基準年	中間年	目標年
		令和6(2024)年度	令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	842	821	800
ごみ資源化率	%	11.1	12.5	14.0

～一人1日当たりのごみ排出量の目標～

目標達成のためには、1年間当たり4.2g/人・日ずつごみを減らしていかななくてはなりません。

その目安は、割り箸1膳です。

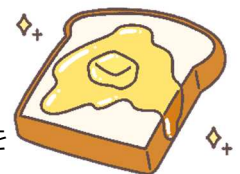
具体的な行動として、マイ箸の持参を心がけましょう。



計画の目標である10年後には、42g/人・日のごみを減らさなくてはなりません。

その目安は、食パン1枚です。

具体的な行動として、食品ロスを減らすことを心がけましょう。



3 発生抑制・再使用計画

(1) 発生抑制・再使用に関する基本方針

本市では、ものを大切にし、ごみの発生を抑制するとともに、再使用を進めごみをできるだけ削減していきます。

また、ごみの発生抑制、再使用を推進していくため、市民、事業者、市のそれぞれが適切な役割分担のもとで積極的な取組を推進します。

(2) ごみの発生抑制の推進

① マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減

小売業者のレジ袋の有料化により、使用量は削減されています。今後もマイバッグの持参により、レジ袋の使用量を削減します。

② 生ごみの減量化の推進

生ごみの減量に向け、食べ物を大切に作る心を育成啓発するとともに、市民に対し、料理はおいしく食べきり、食材はムダなく使いきり、生ごみはギユと水をきり、生ごみの発生抑制及び減量化を啓発します。

生ごみの減量に向け、市民を対象に行っている厨芥ごみ処理機器の助成制度を継続します。

食品を販売する事業者等には、食材のばら売りや少量販売、売り切りの工夫を行うよう啓発します。

生ごみを排出する事業者に対しても、市民同様に減量を求めます。

③ 過剰包装の抑制の促進

物を購入したときに発生するごみを減量するため、「必要以上の包装を望まない・行わない」を市民や事業者に啓発します。

④ 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

詰め替え商品の利用は普及していますが、容器ごみの減量に向け、更なる詰め替え製品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を、市民、事業者に啓発します。

⑤ 使い捨てプラスチック製品の利用削減

マイボトルやマイ箸等の活用を促進し、使い捨てのスプーンやフォーク等のカトラリーの利用削減を推進します。また、事業者に対し、カトラリー等の使い捨てプラスチック品の有料化を促します。

⑥ レンタルやリース、リペア（修理）の利用促進

一時的に必要となるものは、レンタルやリースの活用を促進します。長く使えるように必要なメンテナンスの実施や修理して使えるものは継続して使用することを促します。

⑦ 小売業者等の資源回収の利用促進

新聞販売店での新聞の回収、小売業者の店頭で実施している食品トレイ、牛乳パック、インクカートリッジ等の資源回収に加え、近年はダンボールやペットボトル等と品目が増えています。市民が利用しやすいことから、事業者による資源回収を促進します。

⑧ フリーマーケットやリサイクルショップ等の活用促進

使わなくなったものを必要とする人に譲る方法として、フリーマーケットやリサイクルショップ、インターネット等が活用されています。これは、物が形を変えずにできる再使用の手法であるため、活用を促進します。

⑨ フードバンク等の活用の促進

また食べられる食材等は、フードバンク等での活用を促します。

⑩ 不要品登録（くらし情報館）の促進

広報に不要品の「ゆずりたい・ゆずってほしい」情報を掲載し不要品の再使用を促進しています。家具や家電だけでなく、子ども用品や学校の制服等も含め、今後も譲り合いの制度の活発化を促進します。

⑪ リサイクル品提供事業（広域クリーンセンター大田原）の促進

粗大ごみとして持ち込まれたものの中から、まだ使用できる家具等を再生し、安価で提供しています。ごみとなるもの再度使用することで、ごみの減量化や物を大切する意識の醸成を図ります。

⑫ 多量排出事業者に対する減量化の指導

事業者には、産業廃棄物と一般廃棄物の区分けの徹底を指導します。また、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

⑬ 民間事業者との協定による再使用（リユース）の促進

民間事業者との協定を通じた再使用の推進を行うことで、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指します。

4 再生利用計画

(1) 再生利用に関する基本方針

本市では、ごみの発生を抑制し再使用を進めごみを削減しますが、どうしてもごみとなってしまったものは、できるだけ資源として活用していきます。

また、ごみの再生利用を推進していくため、市民、事業者、市のそれぞれが適切な役割分担のもとで積極的な取組を推進します。

(2) ごみの再生利用の推進

① ごみの分別の周知徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、分別の徹底に向け作成した「家庭ごみの出し方ガイド」、ごみ分別検索サイト「おおたわらクリーンナビ」及びごみ分別収集カレンダーを配布することにより、市民、事業者への周知を図ります。また、ごみ分別収集カレンダーを市内の外国人向けに、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語でも作成し、分別の徹底を図ります。

② 紙類の資源化の推進

ごみ質分析の結果、もやせるごみに紙類が約 51%含まれることから、もやせるごみに含まれる紙類の分別の徹底を図ります。

シュレッダーしたのもも資源化が可能なことから、収集方法を検討するとともに、市民、事業者への周知を図ります。

③ 容器包装プラスチックの分別の徹底

令和 6(2024)年 4 月から資源ごみとして容器包装プラスチックの分別を開始しています。事前の周知で多くの市民が分別に取り組んでいますが、更なる分別の徹底に向け、今後も継続して周知を図ります。

④ 資源ごみの集団回収の推進

本市では市民等の団体による資源ごみの集団回収が行われています。今後も資源ごみの集団回収への報償金制度を継続していきます。回収量、活動団体数が増加するよう啓発します。

⑤ 樹木剪定枝木のチップ化事業の推進

市内の家庭や事業所から排出される樹木剪定枝木のうち、緑資源リサイクル施設に直接搬入されたものはチップ化され、無料配布されています。今後も資源としての活用を継続します。

⑥ 古着回収の推進

本市では、資源ごみの集団回収と公共施設での拠点回収で古着の回収を行い、再使用、再生利用を行っています。今後も資源として回収し活用を継続します。

⑦ 家電リサイクルの推進

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、再商品化を進めていくため、市民への啓発や処理方法の周知を行います。

⑧ 小型家電リサイクルの推進

携帯電話やノート型パソコン等の使用済小型電子機器の再資源化を進めていくため、公共施設での拠点回収及びイベントでの回収を実施しています。今後も継続して回収していくため、市民への啓発を行います。

⑨ 再生品の利用促進

再生利用を継続していくためには、再生品の流通が必要です。そのため、市民や事業者に対し再生品の積極的な利用を促進します。

⑩ 事業者への分別の徹底

事業者のごみに含まれる資源化可能なものについて、分別の啓発や指導の強化を図るとともに、民間の再生業者を活用した資源化を促します。

⑪ 製造者等による製品の回収システムの促進

使用できなくなった製品からの資源の回収に向け、製造者や販売者等の事業者による製品の回収システムの整備を促進します。

⑫ 生ごみのリサイクルの検討

生ごみは、大規模な施設での堆肥化やバイオマスエネルギーとしての活用等、再生利用のルートが確保されています。今後、民間事業者との協働を含め、市に適した活用について検討します。

⑬ 新たな資源化品目の検討

ごみの再生利用を推進するため、新たな品目の資源化を検討します。

○製品プラスチック

令和4(2022)年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック製品の設計から製造・使用後の再資源化まで、事業者や自治体に全てのプロセスでの資源循環が求められています。

本市では、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック以外のプラスチック類は、もやせるごみとして焼却処分されていますが、今後は製品プラスチックの再生利用に向け、那須地区広域行政事務組合と連携し、資源化に向けた検討を進めます。

○廃食用油

廃食用油は、飼料用油脂、工業用油脂、バイオディーゼル燃料等での再生利用の手法が確立され、活用されています。市内では、事業者による再生利用も進められています。

今後、廃食用油の再生利用に向け検討を進めます。

○発泡スチロール

発泡スチロールは、再生利用の手法が確立され、活用がされています。

今後、発泡スチロールの再生利用に向け、那須地区広域行政事務組合と連携し、資源化に向けた検討を進めます。

○その他

現在、資源として活用していない品目について、新たな法令や技術の進歩等により資源としての活用が可能になった場合には、本市の状況を踏まえ資源化に向けた分別を検討します。

5 広報・啓発活動

ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組み、持続可能な循環型社会を実現するためには、市民、事業者、市が連携していかなければなりません。そのため、市民、事業者が自ら積極的に取り組めるよう広報や啓発活動を行います。

① 広報活動

多様な手法を活用し、各種情報や市の取組の情報や市民、事業者への協働に関する情報等を発信します。また、外国人を含め、すべての世代がわかりやすい広報を進めます。

- ◆ 広報やホームページ、自治会の回覧等を用いた情報の発信
- ◆ ごみ排出量や資源化率、経費等の公表
- ◆ 拠点回収の場所や品目の周知
- ◆ 環境衛生推進員等と連携したごみステーションでのマナー向上
- ◆ ごみ分別収集カレンダーの作成・配布
- ◆ 家庭ごみの出し方ガイドの作成・配布
- ◆ スマホやパソコンによる“おおたわらクリーンナビ”の利用啓発

② ごみ処理事業に係る媒体を用いた広報活動

市内にあるごみ処理に関わる施設等を活用し、市民、事業者のごみに関する問題や環境への影響に対する意識の向上を図ります。

- ◆ 地区のごみステーションへのポスターの貼付
- ◆ 市民や小中学生への広域クリーンセンター大田原の施設見学や施設を活用したごみに関する環境学習の実施
- ◆ 広域クリーンセンター大田原（リサイクルプラザ）におけるリサイクル情報の発信

③ 市民参加型広報活動

市民、事業者のごみに関する意識向上に向けた環境学習を実施します。

- ◆ 廃油石けん作りや食材の使いきりなどのエコクッキング等、各種市民団体との協働による環境学習の実施
- ◆ 各種イベント、座学及び出前講座による環境学習の実施

6 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する基本方針

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全、確実に市民サービスの充実を図りながら収集運搬していきます。また、各種リサイクル法の施行を踏まえ循環型社会の形成に向けた効率的な収集運搬体制を確立します。

(2) 収集・運搬体制

① 家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）

○収集頻度・収集方法

市民アンケートでは、収集頻度について増やして欲しいや減らしてもよいとの意見、指定ごみ袋の種類や大きさ、コンテナ収集の品目拡大等、様々な要望がありました。しかしながら、当面は、現在の収集頻度、収集方法を継続します。

今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の著しい変動、分別品目の変更等がある場合には、効率や費用対効果等の検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

表 2-3-2 収集頻度・収集方法

	分別区分	収集頻度	収集方法
資源ごみ	ビン類（3分類）	月2回	ごみステーション回収
	ガラス類	月2回	
	かん類	月2回	
	ペットボトル ※1.2	月2回	
	段ボール ※1	月2回	
	紙パック	月2回	
	新聞・折込みチラシ ※1	月2回	
	雑誌類 ※1	月2回	
	白色トレイ ※2	月2回	
	容器包装プラスチック	月2回	
	蛍光管	月2回	
	水銀体温計	月2回	
	電池類	月2回	
	もやせるごみ	週2回	
	もやせないごみ	月2回	
	粗大ごみ	随 時	戸別回収（有料）
	使用済み小型家電	随 時	拠点回収・イベント回収

※1 資源ごみ回収団体による集団回収も実施
（回収方法は資源ごみ等回収報償金交付要綱による）

※2 委託業者による公共施設からの拠点回収も実施

○収集・運搬方式

現在の委託による収集運搬体制を継続していきます。今後も、効率的な収集、運搬の実施や市民サービスの充実を図るとともに、安全面や衛生面に配慮し、適正な収集運搬体制を確保します。

② 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業系ごみは、白色トレイ、容器包装プラスチックを除く 4 種 16 分別とし、ごみステーションでの収集ではなく、事業者の責任において本市の許可業者もしくは事業者が自ら施設へ搬入処理を行うものとします。また、事業者に対し、分別の徹底とごみの減量、適正処理の啓発指導を行います。

③ 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針等については、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

④ 広域クリーンセンター大田原で適正処理ができないもの

広域クリーンセンター大田原では、処理が困難なため受入ができないごみがあります。これらの処理困難物は、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行っています。

しかし、一般廃棄物の処理責任は、市町村にあることから、今後、処理困難物の処理のあり方については、那須地区広域行政事務組合、那須町と協議し、処理方法を確立していきます。

～ 広域クリーンセンター大田原で受入できないもの ～

自動車・バイク及び関係部品、モーター類、タイヤ、消火器・ガスボンベ、ピアノ、農機具類・農業用ビニール、農薬、コンクリート製品及び建築廃材・解体廃材、感染性医療廃棄物、ドラム缶、土・砂・石・瓦、ガソリン・廃油・塗料・薬品 等

⑤ ごみステーションの適正な維持管理

○ごみ出しルールの徹底

ごみステーションは、地域の自治会や集合住宅の所有者等により設置され、維持管理が行われています。市民アンケートでは、分別やごみ出しのルールの違反が見られる等の多くの要望がありました。

違反ごみについては、地域の環境衛生推進員やごみステーション管理者と市が連携し、違反ごみ排出者に理由等を説明し、ごみステーションでの分別やごみ出しルールの指導を強化します。

○ごみステーションの設置や運用方法の検討

ごみステーションは、集合住宅建設時や地域の要望等により、一定基準を満たす場合に設置することができます。本来は、自治会未加入者であっても利用は可能ですが、修繕や清掃等の維持管理があることから、利用にあたっては、自治会等のごみステーション管理者と十分な協議が必要となっています。

今後のごみステーションの設置や運用方法について、検討し必要な対応を行います。

⑥ ごみ排出困難者への対応

人口の減少や高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者やごみステーションまでごみを排出することが困難な世帯が増えています。本市では、自治会ごとの見守りやごみ出し等の生活支援を、市及び関係機関が連携し実施しています。

今後も増加が懸念されるごみ排出困難者への対応に向け、ごみ収集のあり方について、関係機関と検討を進め、対応していきます。

⑦ 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷を低減し、脱炭素社会の実現に向け、収集運搬車両に低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、収集ルートを見直すことにより業務の効率化を図るなど、エネルギー消費の削減に努めます。

⑧ 一般廃棄物処理業の許可

○収集運搬業

市の委託業者による収集運搬以外のごみの収集運搬については、現行の体制を維持していきます。また、今後の社会情勢の変化や事業系一般廃棄物排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討を加えることとします。なお、許可を受けた業者に対しては、本計画に加え、法律を遵守し、収集運搬するよう指導を行います。

○処分業

本市のごみを処理している広域クリーンセンター大田原の施設では、リサイクルの推進が困難な食品残さなどの一般廃棄物について、処分業許可の取得による廃棄物処理が個別リサイクル法の趣旨に沿いかつ環境負荷の低減を実現する場合には、新たな許可の在り方について検討することとします。

7 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する基本方針

本市では、将来にわたりごみ処理を安全かつ衛生的に安定して継続するため、那須地区広域行政事務組合と連携し、持続可能な循環型社会づくりに向けた処理システムの構築を推進します。

(2) 中間処理・最終処分体制

① 中間処理体制

○中間処理の方法

本市のごみの中間処理は、広域クリーンセンター大田原で、現在の処理を継続します。市独自で実施している資源化に向けた中間処理も、現在の方法を継続します。

今後、新たに資源化品目が追加される場合には、中間処理の方法について、那須地区広域行政事務組合、那須町と協議し検討していきます。

○中間処理施設の整備

広域クリーンセンター大田原の施設の適正な維持管理に協力していきます。また、施設の長寿命化を図るため、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までは焼却棟の基幹的設備改良工事、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まではリサイクル棟の基幹的設備改良工事を実施しています。

なお、次期施設については、今後、栃木県が策定する「ごみ処理広域化計画」を踏まえ、那須地区広域行政事務組合及び関係機関と協議し、検討していきます。

② 最終処分体制

○最終処分の方法

現在の那須グリーンネクサスでの処理は、令和 19(2037)年度で埋立を終了する計画となっています。

今後も計画終了までの期間は、既存施設での埋立処理を継続していきます。

○最終処分場の整備

既存施設の埋立終了に向け、新たな最終処分場の確保が必要となります。ごみの最終処分は、区域内での確保が必要となることから、那須地区広域行政事務組合及び関係機関と連携していきます。

8 食品ロス削減計画

(1) 食品ロス削減に関する基本方針

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、製造・販売・消費の各段階で発生しています。食品ロスの削減には、食べ物を無駄にしないという意識が大切です。本市でも、食品ロスの削減に向け市民、事業者、市が連携し取り組みます。

(2) 食品ロス削減

① 食品ロスの現状

国内の食品ロス発生量は、減少傾向で推移し、令和5(2023)年度は464万tとなっています。

表 2-3-3 食品ロス発生量の推移

単位：万t

年 度	事業系食品ロス	家庭系食品ロス	合 計
H27 2015	357	289	646
H28 2016	352	291	643
H29 2017	328	284	612
H30 2018	324	276	600
R1 2019	309	261	570
R2 2020	275	247	522
R3 2021	279	244	523
R4 2022	236	236	472
R5 2023	231	233	464

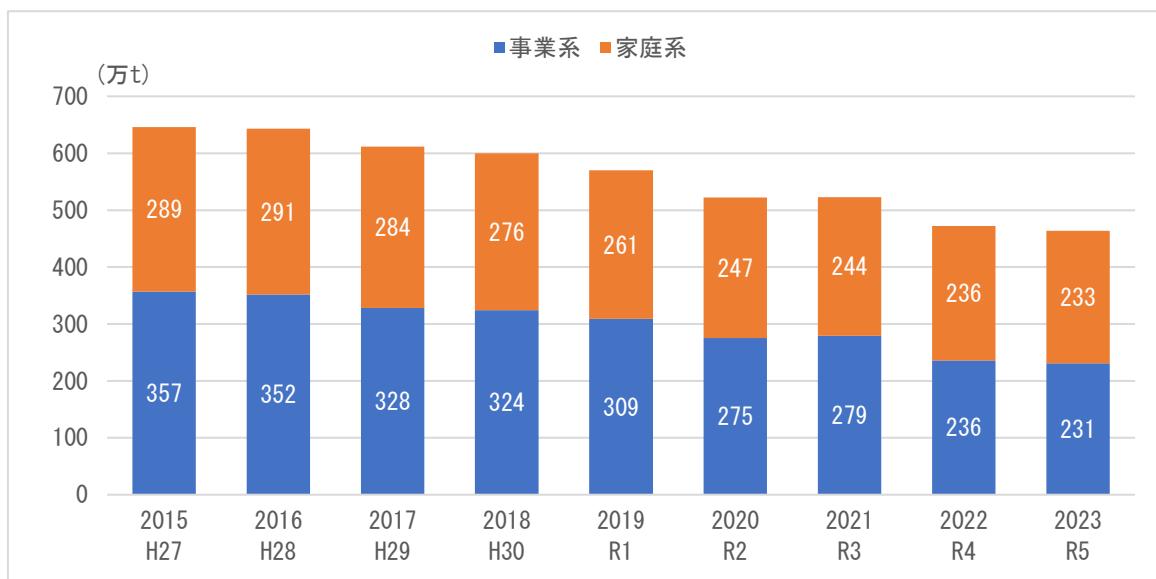


図 2-3-1 食品ロス発生量の推移

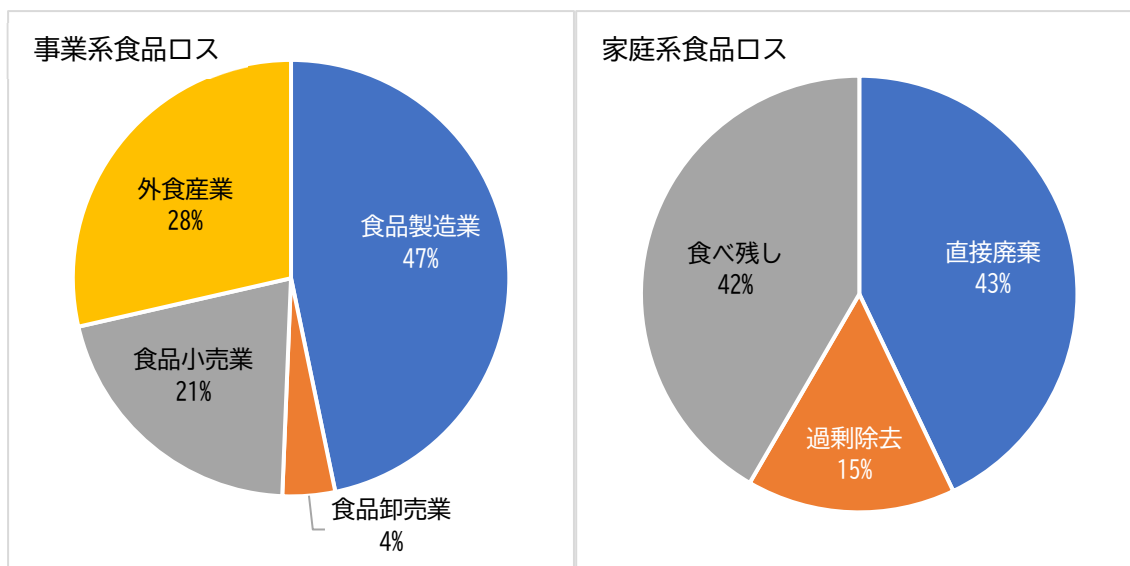


図 2-3-2 事業系・家庭系食品ロスの内訳

② 食品ロス削減に係る課題

SDGs（持続可能な開発目標）では、令和 12(2030)年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしています。国内の食品ロス発生量の目標は、令和 12(2030)年度 435 万 t で、目標の達成に向け、取り組んでいかなければなりません。

③ 取組内容

○日常生活での取組

- ◆ 消費期限内に使い切り、食べられる分だけの購入を促します。
- ◆ 消費期限や賞味期限の短いものや、陳列されている手前のもの選ぶ“てまえどり”を促します。
- ◆ 消費しきれない食品は、フードバンクや子ども食堂での活用を促します。
- ◆ 外食は、食べきれぬ分だけ注文し、残ってしまった食事の持ちかえりを促します。
- ◆ 宴会や会食等では、料理を食べきる行動を促します。

○事業活動での取組

- ◆ 適切な生産管理や在庫管理により無駄を出さないよう促します。
- ◆ 小売業者は、食品の“てまえどり”や消費期限の近いものを選びやすい工夫を行うとともに、食材の個別もしくは少量での販売を促します。
- ◆ 飲食店は、提供する食事の量の調整や残った食事の持ちかえりを促します。
- ◆ 余ってしまった食材等は、フードバンクや子ども食堂での活用を促します。
- ◆ 発生した食品廃棄物は、たい肥や飼料としての再生利用を促します。

○市の取組

- ◆ 市民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた情報の発信や“とちぎ食べきり15運動”、“3きり運動”等の普及啓発を行います。
- ◆ 市民や事業者が行うフードバンクや子ども食堂等の食品ロス削減に向けた活動を促進するため、積極的に情報の発信を行います。

9 その他の計画

(1) ごみ適正処理の推進

① 住みよいまちづくりの推進

市民及び来訪者が快適に暮らすことができる「住みよいまち大田原」の実現に向け、市民、事業者との協働による「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するために、「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進します。

② 資源ごみ持ち去り防止対策

ごみステーションに排出された古紙、アルミ缶等の資源ごみを、市の委託業者以外の者が持ち去る行為を防ぎ、再生利用を推進します。また、広域クリーンセンター大田原のごみ処理に係る大切な財源でもあることから、資源ごみ回収量の確保と市民の行政に対する信頼を確保します。

現在、防止対策として啓発看板の設置、廃棄物監視指導員等による監視を行っており、今後も継続した持ち去り防止対策の強化を推進します。特に社会的な影響が大きく、悪質であると判断される場合は、必要に応じて関係機関との連携により対応します。

③ 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向け、監視やパトロールを実施していますが、年末年始や引っ越し時期のように、ごみの量が多い時期を中心に、地域住民の協力を得ながら、市職員、廃棄物監視指導員及び廃棄物監視員による巡回パトロールを継続して実施します。

なお、土地等の管理や不法投棄されたものの処理については、市民、事業者、市又は県等がそれぞれの所有者の責任において役割分担していきます。

④ 無許可業者への対応

一般廃棄物の収集運搬を行うにあたっては許可が必要です。許可のない業者による不用品の回収、引っ越し時やハウスクリーニングの際に排出される家庭系ごみの処分やリフォーム工事の際に工事とは関係のない家財の処分を有償で請け負うことは、廃棄物処理法に抵触する恐れがあります。

家庭系ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知を行うとともに、違反行為を意図せず行っている業者には注意喚起や指導を行います。

また、悪質と判断される業者に対しては、法律などによる厳正な対応を含め、適正処理の推進を図ります。

⑤ 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、在宅医療に伴って発生する廃棄物と医療機関等から発生する廃棄物に分類されます。このうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物は一般廃棄物となります。

しかし、在宅医療で使用した注射針がごみとして排出されると、収集の際に針刺し事故等の危険性があるため、在宅医療で使用した注射針等は、医師会及び薬剤師会の協力のもと、特別管理一般廃棄物に準じて医療機関等で回収されています。市では、この回収システムをPRしていきます。

⑥ 資源ごみの適正処理

本市では、ごみの18分別による回収や小型家電リサイクル法に基づく回収体制の構築などの、様々な施策を実施し、市民のリサイクル意識が高揚し、成果を上げています。

しかし、資源ごみが海外輸出され不適正な最終処分が問題となっていることから、今後は、中間処理だけでなく資源ごみの用途にも市がより一層の責任を持ち、適正なりサイクル体制の構築に向けた施策を実施していきます。

⑦ ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化については、国、県が導入を推進し、栃木県内では25市町中14市町で有料化が行われています。近隣市町的那須塩原市、那須町、矢板市及びさくら市では既に指定袋へごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形で導入しています。ごみ処理の有料化は、ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減等の効果が期待されますが、不法投棄の増加、経済的弱者への負担増、野焼き等の不適正な処理の増加といった問題の発生が懸念されます。本市では処理料の上乗せはしていませんが、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみの一部（かん類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ）で指定袋制を導入し、有料化と類似した効果が得られていることから、有料化の導入は実施されていませんでした。

しかしながら、ごみ処理に係る経費の増加、さらなるごみの減量に向け、本市でもごみ処理の有料化の議論を進める必要が出てきました。

市民アンケートでは、有料化に反対が約40%と多いものの、賛成が約24%、どちらともいえないが36%あり、近隣市町の状況や近年の経済状況を踏まえ、一定の理解は得られると考えられます。

ごみ処理の有料化の導入に向け、袋の値段や種類等各種の課題を整理し、検討を進めます。

(2) 災害廃棄物対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「災害廃棄物処理計画」に基づき、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とします。特に甚大な被害の場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定等」に基づき、県に応援を求め緊急事態に対処します。